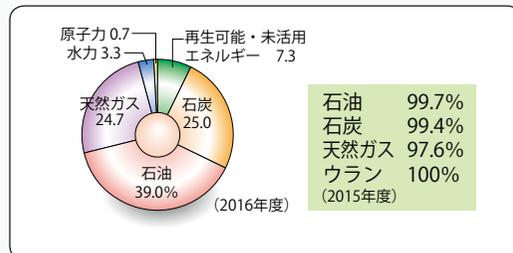
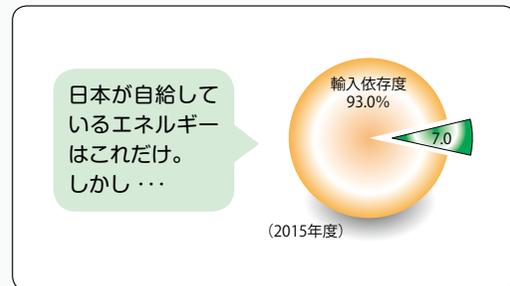


# 2. 環境

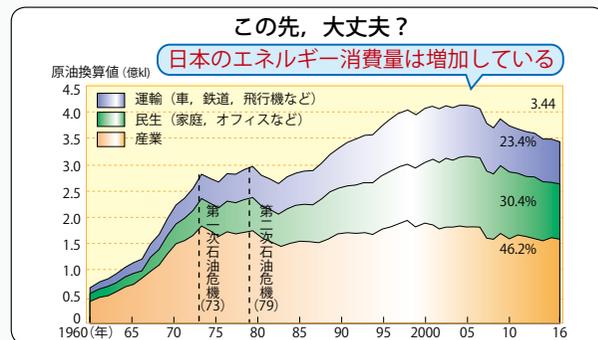
## 資源・エネルギー問題



1 日本の一次エネルギー構成 (左) と各エネルギー資源の輸入依存度 (右) (日本国勢図会)



2 日本のエネルギー輸入依存度 (日本国勢図会)



3 日本の最終エネルギー消費の推移 (資源エネルギー庁資料)

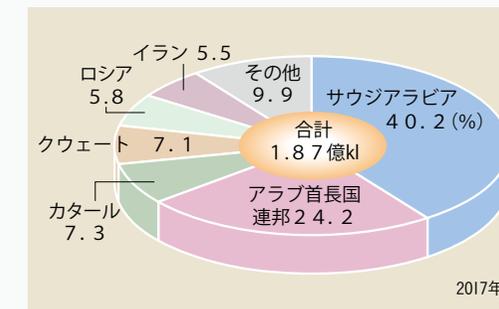
## 幸福・正義・公正の視点から社会のあり方を考える

# 日本の原子力発電について考える

電力需要の拡大にともない日本の原子力発電の発電量は増加してきた。しかし、2011年の福島第一原子力発電所の事故以降、ほとんどの原子力発電所は運転を停止している。運転再開への世論が二分しているなか、私たちは原子力発電とどうかわっていくべきなのだろうか。



5 都市の夜景 (東京都千代田区) エアコンや24時間営業のコンビニエンスストアなどの普及は、大量のエネルギー消費をまわっている。



6 日本の原油輸入先 (日本国勢図会)

## 資源・エネルギー問題

私たち人間の生活は、地球からさまざまな資源を取り出し利用することで成り立っている。石油や石炭などの化石燃料はいつか取りつくしてしまうため、**枯渇性資源**とよばれている。森林資源も大量消費が続けば、急速に減少してしまう。人間の経済的欲求を満たすためには多くの資源が必要であるが、それらにはかぎりがあ。これを**資源の希少性**という。かぎられた資源をいかに有効に配分し、社会全体を豊かにしていくかが課題である。



4 事故をおこした東京電力福島第一原子力発電所 (2011年) 地震と津波におそわれた原子力発電所では、電源が失われ原子炉が冷却できなくなり、1~3号機でメルトダウン (炉心溶融) がおきた。また、1・3・4号機の原子炉建屋は水素爆発で損壊し、大量の放射性物質が大気中に放出された。

▶ 総発電量にしめる原子力の割合は、1998年には約32%あったが、2011年は、約9%となり、その分、火力発電の比率が増加している。

### 考えてみよう

原子力発電の今後はどうあるべきだろうか。

## 原子力発電と課題

原子力発電は、ウランなどの核分裂によって大量の熱を発生させ、水蒸気をおこしてタービンを回転させて発電する。資源のとばしい日本では、化石燃料による火力発電にかわる、輸入に依存する度合いの少ない「**準国産**」エネルギーとして導入、拡大されてきた。しかし、原子力発電には使用後の放射性廃棄物の処理の問題や事故がおきた場合の重大なリスクなどの課題も残っている。

2011年、福島第一原子力発電所の事故によって、原子力発電の安全性に対する信頼が大きくゆらぎ、エネルギー政策の見直しが迫られている。しかし、原子力発電をなくせば、日本の電力供給は不安定になりかねないという意見もある。世界的には原子力発電を評価する動きと、「**脱原発**」を進める動きの二つに分かれている。

## 幸福を求め、ある主張

- 事故がおきたときの地域住民への被害が甚大で心配だ。地震の多い日本では絶対に原子力発電は全廃すべきだ。
- 発電にかかわる専用の原子炉や放射性廃棄物の管理に多額の費用がかかっている。
- 原子力発電の廃止を決めた国もあり、世界の潮流は「脱原発」だ。

## 幸福を求め、別の主張

- 地球温暖化の原因である二酸化炭素を出さず、安定的な供給が可能な発電方法だ。火力発電ばかりにたよっては、ますます温暖化が進行してしまう。
- 安価で少量の燃料から大きなエネルギーを得ることができ、原料のウランは再処理後、リサイクルできる。資源の少ない日本に適している。
- 再生可能エネルギーでの十分な電力供給は、現時点ではむずかしいから、原子力発電にたよらざるを得ない。

## 正義 — どうすることが社会にとって正しいのか

これらの考え方や意見はまちがっているとはいえない。しかし、人間が幸福を求めるとき、他者や社会全体の幸福と衝突してしまうことがある。さまざまな考え方にもとづき、議論できる場の設定は必要不可欠である。この問題について、クラスで議論してみよう。よりよい社会を形成するために、どうすべきなのか。どのような意見が出てくるであろうか。

## 公正 — だれもが配慮される社会へ

議論をすることで、幸福の衝突は調整できるであろうか。さまざまな考え方が尊重されなければならない。よって、少数の意見が無視されてはいけな。なぜなら、すべての人びとが公正にあつかわれなければならないからである。もしかしたら、真摯に取り組めば取り組むほど、結論が出ないことの方が多いのかもしれない。しかし、そのことで私たちの現代社会を考察する目が養われていくと考えてよいだろう。

# 3. 生命

右の事例を読み、生殖医療と個人の尊厳について考えてみよう。

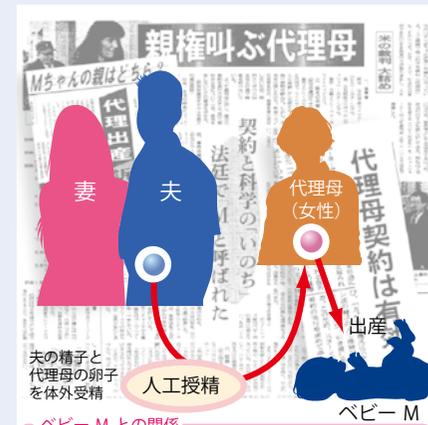
科学技術の発達と生命の問題について考えてみよう。

## 判例 ベビーM事件

1985年のアメリカで、ある夫婦と女性が、不妊センターを通じて、代理出産に関する契約を交わした。契約の内容は、女性は出生後すぐに子の親権を放棄し、依頼した妻と子の間の養子縁組を承諾すること、依頼した夫は不妊センターに2万ドルを支払い、うち1万ドルが女性に支払われるというものである。依頼した夫の精子が女性に人工授精されて娘が生まれたが、女性は子の引き渡しを拒否し連れ去った。これを受け、依頼した夫婦が女性を訴えたため、裁判になった。

州の第一審判決は代理母契約を合法とし、代理母の女性には親権も養育権もないとしたが、10か月後の州最高裁判所では代理出産契約を新生児売買にあたるとして無効とする一方、養育権は夫婦だが、女性にも訪問権を認めた。

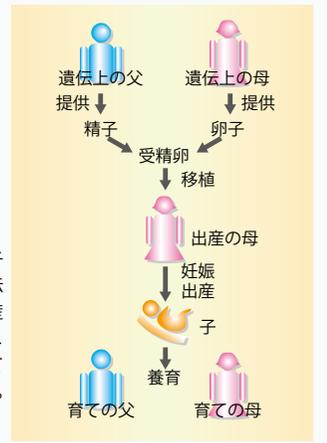
この事件は日本でも報道され、代理母の是非について議論をよんだ。



ベビーMとの関係  
・出生時、法律上の父は代理母の夫、母は代理母。代理出産の契約で、代理母は親権を放棄する。さまざまな法的手続きを経て、ベビーMは養子として夫妻の子になる。  
・生物学上の父は依頼人の夫、母は代理母。  
・育ての親が依頼人夫婦。

1 代理母の女性と依頼した夫婦、ベビーMの関係 双方が娘に別の名をつけたが、ベビーMは、依頼人夫婦がつけた名前の頭文字からとられている。

2 移植技術を使用した場合の一例 極端な例を考えてみると、精子・卵子の提供や代理出産を行うことで、遺伝上の父、育ての父、遺伝上の母、出産した母、育ての母の五人の親がいることもあり得る。これらの技術については、一定の制約を設けている国が多い。



## 考えてみよう

- ・代理母が商業契約ではなく無償によるものであれば、倫理的な問題はないのだろうか。
- ・生殖医療技術は、個人の幸福だけでなく、人類の福祉の増進にも寄与する技術であるかを考えてみよう。

## 生命科学と倫理

医療技術の発達はめざましく、人工授精・体外受精などの生殖医療や出生前診断、臓器移植や生命維持装置による延命などが行われるようになった。しかし、同時に私たちは脳死、尊厳死、安楽死、選択的中絶など、人間の尊厳や生命そのものにかかわる問題に直面している。

さらには、人体の臓器や組織の利用による人体の部品化、資源化、商品化という状況も現実化している。また、人間の能力や性質の改良をめざそうとする人間改造（エンハンスメント）の動きも出てきた。このような新しい生命の問題に対して、人間の倫理の立場から考えていこうとするのが生命倫理（バイオエシックス）である。

また、医学の飛躍的な進歩によりペストやコレラ、結核をはじめとする多くの病気を治療することができるようになった。現代の医療は感染症などを「治療する医学」から、生活習慣病を「予防する医学」へと転換したといわれるようになった。しかし、どんなに先端医療技術が進歩したところで、だれもが死を免れることはできない。

私たちは、みずからの幸福を願い、充実した人生を追求している。そして、生命科学や先端医療技術の進歩は、その個人の幸福追求の実現におおいに貢献するものである。しかし、その幸福の追求が、他者の幸福や共同体の利益と対立するものであってはならない。私たちは

### 出生前診断

出生前診断には、超音波画像診断、羊水検査、絨毛診断、トリプルマーカー（母体血清マーカー）などがある。とくに母体血中のDNA（遺伝子の本体）を診断する「新型出生前診断（母体血胎児染色体検査）」は、血液の採取だけで母体に負担をかけない。しかし、検査の精度や精神的な負担などの問題点も指摘されている。

親と子の幸福な関係は、どんなものだろうか？



他者や共同体との対立や衝突を調整し、幸福な社会の実現をはからなければならないのである。

## 生殖医療技術

子どもがほしくてももつことができなかった人が、子どもをもてるようになった。このような技術を生殖医療技術という。子どもはさがるものではなく、「つくる」ものにもなったのである。

生殖医療技術には、夫の精子を妻に注入する人工授精や夫の精子と妻の卵子を体外で受精させ胎内にもどす体外受精がある。人工授精は18世紀末からはじまったが、1978年にイギリスではじめて体外受精児が誕生した。現在では凍結した精子や卵子を用いることが可能となり、受精を確実にするため顕微授精も行われる。また、受精卵を第三者の子宮に移植する代理出産（代理母）も可能であり、日本では禁止されているが、アメリカの一部の州などでは商業的代理出産を容認している。しかし、非配偶者間の人工授精や第三者の精子や卵子の提供を受けた体外受精、代理出産は、遺伝的、法律的な面で親子関係を複雑にし、従来の親子観や家族観の根底をゆるがすものとなっている。

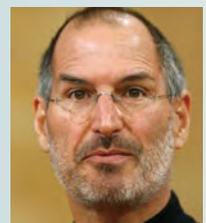
生殖医療技術は、子どもを求める人びとにとって大きな希望をもたらすものであるが、親の幸福だけでなく、生まれる子どもの幸福、そして家族のあり方など、考えるべき課題も多い。



3 人の顕微授精のようす 一つの卵子に一つの精子を導入することを顕微授精という。



4 「健康」の追求 「健康」の追求は、老いや病から目をそむけるものになっていないだろうか。



もし今日が人生最後の日だとしたら、今日やろうとしていることをやりたいと思うだろうか？ その答が「ノー」の日が長く続くときは、何かをかえる必要があると必ずわかる。

スティーブ=ジョブズ (1955~2011) アメリカ合衆国の実業家。アップル社の共同設立者の一人。iTunes や ipod, iPhone を開発。

高校生とはどういふ時期であるか、自分のおかれている状況から考えてみよう。

1 青年期とはどういう時期なのだろう

青年期とは

高校生は、子どもでもおとなでもない中途半端な時期だ。そう感じたことはないだろうか。おとなとして社会的責任を果たす自信はもてないが、子どものように親や先生からいちいち口出しされ、指図されるのは、うっとうしくてし

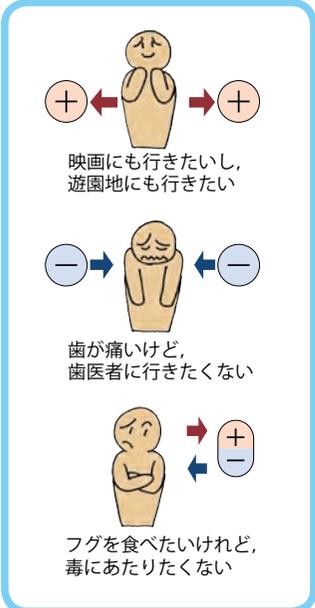
自分のすることは、自分で責任をもって決める。それが、おとなとして自立するということだとすれば、そこからは、自分は何がしたいのか、自分に責任はもてるのかなどの「自分」をめぐるいろいろな問いが生まれてくる。それらの問いが、自我のめざめへとつながっていく。また、身体に第二次性徴があらわれ、性への関心がめばえるなかで、ゆれ動き、変化していく自分を意識させられるようになる。青年期とは、子どもからおとなへと成長するなかで葛藤しながら、自分は何ものなのかを問い、自分という存在に向きあっていく時期でもある。

欲求と青年期の発達課題

私たちは、さまざまな欲求をもつ。だが、がまんせざるを得ない状況だったり、相反する欲求のために身動きがとれなかったりして、しばしば欲求不満(フラストレーション)の状態におちいることもある。

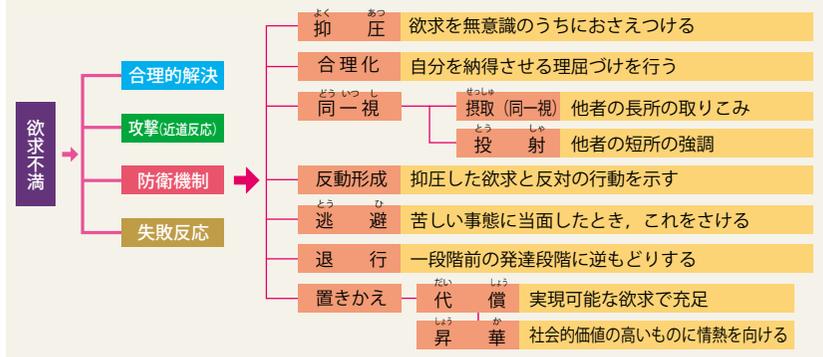
欲求不満は、心の安定をおびやかす一面をもっている。フロイトは、このような場合、無意識に自我を守る心のはたらきがみられると考え、それを防衛機制とよんだ。しかし、防衛機制によらずに、なぜ欲求が満たされないのかを客観的にとらえ、その原因を取り除くように努力する(合理的解決)ならば、それはみずからを成長させる機会にもなる。

青年期は、年齢でいえば12~13歳ごろから22~23歳ごろまでをいうが、近年では青年期が延長されているという見方もある(→p.30)。



相反する欲求から葛藤が生じる三つのパターン

フロイト 人間の無意識のはたらきに関する理論を展開し、精神医学、臨床心理学のみならず、哲学や思想にも大きな影響をあたえた。



2 欲求不満に対する反応の種類

マズローは、人間のもつ欲求をいくつかの階層に分けて考え、自己実現の欲求をもっとも高い段階においた。これは、みずからの可能性を最大限に引き出したいという、成長への欲求とされる。

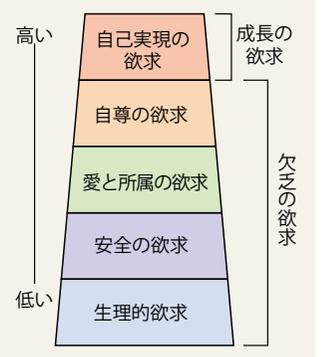
エリクソンは、青年期の発達課題として、アイデンティティの確立をあげている。アイデンティティとは、「自分は自分だ」という感覚・意識のことをいう。子どもは、他人がそうしているから自分もそうすると無批判に受け入れがちだが、おとなには、他人はどうあれ「自分は自分だ」と責任をもって判断することが求められる。おとなになるとは、たんなる経済的な自立ではなく、行動や価値観の基準・根拠を自分自身のうちにしっかりともち、社会的に自立することなのである。

自己の確立と他者との関係

自分について一人でいろいろ思いをめぐらすことだけが、自分と向きあうということではない。友人から指摘されて自分では意識していなかった長所や短所に、はじめて気づくことがある。すばらしい人と出あって、あんなふうになりたいと、自分の目標が見つかることもあるだろう。他者は、鏡のように、自分からはみえない自分の姿や、理想の自分の姿をうつし出す。

他者という鏡がなくなると、ある意味で、自分の存在も失われてしまう。あなたが何をいっても、何をしても、無視される状況では、自分の存在がかき消されてしまったかのような気がしないだろうか。

私たちは他者との関係を通して、たがいの存在を認めあう。それはたんに気のあう人と仲よくすることとはちがう。自分と考え方や価値観がちがうからといって、その相手を見下したりせず、対話していくこと、対話を通して相手を理解しようと努めること、そのような他者との関係こそが、自分自身に対する理解も深め、自己の確立をうながすのである。



3 マズローの考えた欲求の階層

心理学者のマズローは、欲求を生物としての欲求から、社会的欲求、さらに自己実現の欲求までの階層的体系で説明した。

アイデンティティ

一般に「自我同一性」と訳されるが、それとはやや異なる意味で「自分は~である」という意識をさす場合もある。たとえば「自分は男性である、女性である」といった意識を性別(ジェンダー)アイデンティティといい、「自分は日本人である、アメリカ人である」といった意識を民族的(ナショナル)アイデンティティという。

アメリカの社会学者のクーリー(1864~1929)は、人間の自我は自分自身だけでとらえられるものではなく、他者という「鏡にうつった自我(looking-glass self)」としてあらわれて、はじめて認識できると考えた。

## 7 日本の伝統思想

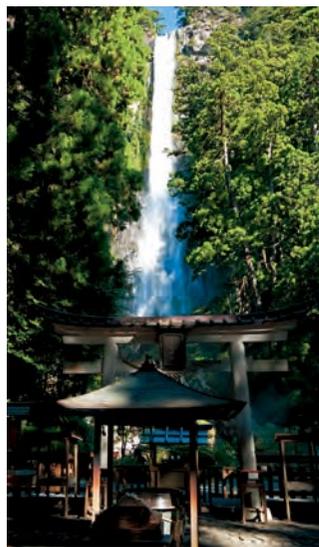
日本の仏教や儒教の変容、さらに近代にはどのような日本の思想が展開していったのか、その概観を学ぼう。

▶1 砂漠は、自然が恵みではなく死の脅威をもたらすため、人びとの生活様式は、対抗的・戦闘的なものとなる。

▶2 ヨーロッパのように自然が従順であつかいやすい風土では、人びとは自然の支配者として、みずからの生活様式を合理的に形成するものとなる。

▶3 さまざまな事物に霊的存在がやどるとする考え方をアニミズムという。

▶4 清明心は、のちになると他者や道理に対するあるべき態度として、伊勢神道にみられる正直の徳や、さらに誠につながっていく。



1 那智大滝（和歌山県）熊野那智大社別宮の飛瀧神社の神体であり、古代から自然信仰の対象としてあがめられていたといわれる。

### 日本文化の重層性

日本は、古来の文化を捨てることなく、仏教や儒教、西洋文明などのさまざまな外来のすぐれた文物を積極的に受け入れた。そして、たんに受け入れるだけではなく、豊かな日本独自の文化をつくってきた。和辻哲郎はこの日本文化の特色を「日本文化の重層性」とよんだ。また、和辻は『風土』のなかで、沙漠型・牧場型・モンスーン型という三つの風土的類型を示し、モンスーン地域である日本では、人びとは生命あふれる自然の力を受け入れ、自然の暴威に対しては抵抗をしない「受動的・恣意的」であると考えた。

### 日本の神

日本の神は、八百万神とよばれ一神教における絶対的な神とは異なり、人びとは太陽、風や雷、草木や鳥獣などいたるところ、さまざまな事物のうちに神を見出した。そして、日本の神々は目にみえる姿をもたないが、さまざまな具体的なものの上に降りてやどり、不可思議な力をあらわすと信じられた。また、このような神々に対する心のありようとして重んじられたのは、うそと偽りがなく、何も包みかくさず、かざるところのない心、「清明心」（清き明き心）であった。

### 日本人の美意識

千利休によって大成された茶道では、物質的な不足を心の自足で満たすという「わび」の精神を重んじた。また、松尾芭蕉はさびしさのなかに無の境地を見出し、そこにやすらぐ心境である「さび」を、俳諧の理念として深めた。さらに、仏教的な無常感<sup>むじょうかん</sup>は、日本人の美意識の形成に大きな影響をあたえた。



2 伊勢神宮内宮の新社殿（2013年、三重県伊勢市）20年に一度、社殿をつくりかえる式年遷宮が約1300年前から行われている。



3 松尾芭蕉

### 仏教の受容と展開

外来思想として、6世紀中ごろに受け入れた仏教は、日本において独自の展開をとげた。また、仏教は茶道・華道をはじめ日本の伝統文化にも大きな影響をあたえ、いまでも日常会話のなかに仏教用語が使用されている。

- 5 仏教を信仰し、これを本格的に理解したのは厩戸王（聖徳太子）といわれる。奈良時代の仏教は鎮護国家を実現するものとしてさかになり、国ごとに国分寺が建てられ、唐僧の鑑真が来日した。平安時代には、最澄と空海により唐から新しい仏教が伝えられた。最澄は、天台宗を開き、すべての生きとし生けるものは仏となる可能性をもっている（「一切衆生悉有仏性」）とした。空海は密教の教えである真言宗を開き、即身成仏を説いた。平安時代中期には、源信や空也により浄土信仰が広まり、後期になると末法思想によりいつそさかになった。また、仏教と古来の神への信仰とが融合した神仏習合は、本地垂迹へと発展していった。
- 15 鎌倉時代の仏教は、一つの行への集中を説き、だれでも実践できる易行を選び、無知な人や罪深い人にも救済の道を説いて、庶民に信仰が広がった。法然は、もっぱら念仏をとこなる専修念仏を説いて、さらに親鸞は、絶対他力の立場から阿彌陀仏のはたらきによる救済を説いた。また、一遍は踊念仏で諸国を遊行した。これらの浄土信仰に対し、栄西が禪の教えを広め、その後、道元は、ひたすら坐禅する只管打坐のなかに悟りの境地を見出した。一方、日蓮は『法華経』を釈迦の究極の教えとし、みずから「法華経の行者」として、人びとに法華経の唱題を勧め、為政者へはたらきかけ、法華経による仏国土実現をめざした。
- 25 江戸時代の仏教は、幕府による統制で勢いを失ったが、寺院では縁日や開帳などを行い、庶民の参詣はさかんであった。



4 延暦寺（滋賀県）最澄が比叡山に延暦寺を建立して、天台宗の根本道場とした。



5 踊念仏（「一遍上人絵伝」東京国立博物館蔵）



6 道元、主著『正法眼蔵』『永平広録』

▶5 たとえば、「聞いて極楽みて地獄」「立ち往生」「縁起がいい」「精進する」「うそも方便」などである。

### 厩戸王（聖徳太子）

『三経義疏』を著し、四天王寺、法隆寺を興したとされている。また「世間虚仮、唯仏是真」ということばを残したともいわれる。

### 源信

心に阿彌陀仏や極楽浄土を思いえがく観想念仏だけではなく、口に「南無阿彌陀仏」ととなえる口称（称名）念仏をも認めた。

### 末法思想

釈迦の没後、しだいに世がおとろえていくとする仏教の歴史観のこと。正法・像法を経て、末法の時代になると考えられた。日本では1052（永承7）年から末法に入るとされた。

### 本地垂迹説

日本の神は、本地である仏や菩薩が衆生を救済するために姿をかえたとする考え方。

## 日本国憲法の成立

連合軍総司令部 (GHQ) の最高司令官  
General Headquarters

マッカーサーは日本政府に対し憲法改正を示唆、これを受けて政府は松本烝治国務大臣を中心に新憲法案を検討した。しかし、日本政府は大日本帝国憲法の体制を守ることをめざしたため、作成された案(松本案)は大日本帝国憲法の字句をわずかに修正しただけのものとなった。

松本案が正式発表前にスクープされると、その内容におどろいたGHQはこれを拒否し、日本の民間の憲法案も参考に新憲法案を作成して日本政府に提示した。政府はこれを受け入れざるを得ず、憲法改正案を作成、発表し、第90回帝国議会の審議にまわした。衆議院は、初の男女の普通選挙によって選ばれた議員で構成され、両議院の審議で国民主権の明記、平和主義の修正、生存権、「文民」規定の追加など重要な変更が加えられた。こうして、1946年11月3日(明治節の日)に日本国憲法が公布され、翌47年5月3日に施行された。

## 日本国憲法の三大原則

日本国憲法は三つの大きな特徴をもつ。

(1) 国民主権 日本国憲法は、「主権が国民に存する」ことを宣言し国民主権を打ち立てた。一方、天皇制は保たれたが、天皇の地位は日本国および日本国民統合の「象徴」へと変更された。これは大日本帝国憲法からのきわめて重大な転換である。

(2) 基本的人権の尊重 日本国憲法はまた、基本的人権は人間が本来もつ「侵すことのできない永久の権利」であることを確認した。このことも、恩恵としてあたえられるにすぎなかった大日本帝国憲法の臣民の権利からの、根本的な変化である。

基本的人権を永久不可侵と考える背景には「個人の尊重」がある。



1 『あたらしい憲法のはなし』 日本国憲法の施行にあたり、憲法の内容を中学生に理解させるため、文部省(当時)が作成した副読本。戦争をなくし、平和を守ろうとする強い決意がうかがえる。



2 日本国憲法公布祝賀会(1946年11月3日) 東京の皇居前広場で行われた都民大会。



3 初登院した女性代議士(1946年) 初の男女普通選挙で女性代議士が生まれた。

	日本国憲法	大日本帝国憲法
公布日・発布日	1946(昭和21)年11月3日	1889(明治22)年2月11日
施行	1947(昭和22)年5月3日	1890(明治23)年11月29日
制定の背景	ポツダム宣言の受諾	自由民権運動の高まり
模範とした外国憲法	おもにアメリカ合衆国憲法	プロイセン憲法
形式	民定・硬性・成文憲法	欽定・硬性・成文憲法
主権	国民主権	天皇主権
天皇	象徴天皇制、日本国民統合の象徴	神聖不可侵、統治権を総攬、国家元首
戦争と軍隊	恒久平和主義、戦争放棄	天皇大権として陸海軍の統帥権、兵役の義務
国民の権利	永久不可侵の基本的人権	恩恵的な臣民の権利、法律による制限あり
改正手続き	国会による発議ののち国民投票	(天皇による) 勅命ののち帝国議会の議決

## 4 大日本帝国憲法と日本国憲法の比較

人間はかけがえのない存在と認められるからこそ、人権が保障される。そして、人びとの幸福を守り増進していくことこそ国家が存在し活動する大切なよりどころであるという理念が確立した。

(3) 平和主義 日本国憲法は徹底した平和主義をかかげた。それは、戦争と武力行使、また、武力による威嚇を放棄したことに加えて、とくに、戦力の不保持、交戦権の否認を定めたことによるものである。これによって日本国憲法の平和主義は世界的に類例のないものとなった。さらに、日本国憲法のもとで民主的、文化的な国家を建設し、世界の平和と人類の福祉に貢献する国民を育成するため、1947年に教

## 10 育基本法が定められた。

日本国憲法は、第二次世界大戦後の歴史の大きなうねりのなかで、日本の政治経済や社会の根幹であり続けている。その一方で、アメリカとの同盟関係を強化するため、とくに平和主義を中心に改正を求める声も強くなっている。

15 私たちは、憲法によってどのように権力をコントロールするのか、憲法とどう向きあうか問われ続けている。最終的に憲法を改正するかどうかを判断するのは国会でも内閣でもなく、主権者である日本国民である。憲法とは何か、日本国憲法はどのような内容をもつものなのか、学ぶ意味は大きい。

巻末の「日本国憲法」と「大日本帝国憲法」を読みくらべてみましょう。



▶ 1947年の教育基本法は、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成」と「普遍的」で「個性豊かな文化の創造」をめざした。しかし、2006年に改正され、「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し」、「公共の精神」を尊ぶ人間を育成し、「伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」と修正された。

## 現代社会をみつめる 教育勅語の失効

大日本帝国憲法のもと、忠君愛国の精神を徹底させるため、1890年、教育勅語が発布された。教育勅語は、人びとに対し、国家の一大事には国のためにつくし、天皇(制)を支える(一旦緩急あれば義勇公に奉じて天壤無窮の皇運を扶翼すべし)ことを命じる道徳の規範で、学校教育を中心にくり返し教えられた。また当時、男子は20歳になると徴兵検査を受け、戦時には兵隊として召集された。女子が男子に準じて軍関連の仕事に従事することもあった。

教育勅語は日本国憲法と教育基本法の精神に反するもので、1948年、国会で失効が決議された。



## 10 日本の平和主義

【?】 平和な社会はどうしたら  
 つくることができるのだろう。第  
 9条の内容と政治の動きを確認し  
 ながら考えよう。



1 シンガポールの「血債の塔」 シンガポールでは1960年代に開発が進んだが、ビルや道路の建設にともない、かつて日本軍が「敵性華僑」として殺害した人びとの遺骨と遺品が島内各所で大量に見つかった。人びとは「血債」として賠償を求め、「日本占領時期死難人民記念碑（血債の塔）」を建てて遺骨を埋葬した。

▶ 中米のコスタリカ憲法は、常設の軍備を禁止し、その分の予算を教育にあてている。一方、日本国憲法の改正議論では、第9条2項の制約をゆるめるかどうか重要な焦点の一つになっている。



2 日米の共同訓練（岡山県の陸上自衛隊日本原演習場）

### 平和への道

科学技術を活用したさまざまな大量破壊兵器の開発によって、戦争は一般の人びとをもまきこみ、徹底的な破壊をもたらすものとなった。20世紀、日本は第二次世界大戦において、アメリカ軍による空襲、沖縄戦、広島・長崎への原爆投下などにより、約310万人の犠牲者を出し、国富の4分の1を失った。一方、日本軍の侵略は、1,900万人ともいわれるアジアの人びとを犠牲にした。こうした歴史とその反省をふまえ、戦争を防ぎ、世界の人びととともに平和を築いていくことは、現代に生きる私たちの責務である。

### 憲法前文と第9条

日本国憲法の前文は、日本国民が「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意」して国民主権の国家を建設し、さらに「恒久の平和」を念願すると述べる。また、全世界の国民が「平和のうちに生存する権利」をもつことを確認している。続いて第9条1項において、日本国民が「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と定めた。さらに2項は、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と定めている。このように前文や第9条で示された平和主義は、通常は認められる戦力保持や交戦権をも否定した、世界的に例のないものである。

### 日米安全保障と自衛隊

第二次世界大戦後の世界は、資本主義陣営と社会主義陣営の対立が激化し（冷戦）、東アジアの緊張も高まった。

1950年、朝鮮戦争が勃発し在日アメリカ軍が出撃すると、日本政府は連合軍総司令部（GHQ）の指示で、警察予備隊を組織した。翌年、日本の早期独立をのぞむアメリカのあとおしでサンフランシスコ講和条約が結ばれ、日本はふたたび独立国となったが、この条約調印直後に日本国民には秘密裏に日米両政府は日米安全保障条約を結び、日本の独立後もアメリカ軍の日本駐留が続けられることとなった。こうして日本は憲法第9条の平和主義と日米の「軍事同盟」がなら

び立つ国家となった。警察予備隊は1952年の講和条約発効にともない保安隊に改組され、さらに1954年、陸海空の自衛隊となった。

1960年、日米両政府は日米安全保障条約を改定し、経済協力の促進と防衛力の増強、日本の領域内で日米いずれかが攻撃を受けた場合、共同して防衛することなどを定める新日米安全保障条約を結んだ。

### 自衛隊の海外派遣

日本政府は当初、戦争が自衛の名のもとにおこされてきたことをふまえ、第9条は自衛のための戦争をも認めていないと説明した。しかし、自衛隊の発足後、自衛のための必要最小限の「実力」は認められ、自衛隊は戦力にあたらなと解釈するようになった。一方、憲法は内閣総理大臣および国務大臣を文民と定める。自衛隊は文民である首相の指揮下におかれ（文民統制、シビリアンコントロール）、軍事的行動については相手に対する攻撃を禁じ、「専守防衛」にかぎるとされてきた。しかし、湾岸戦争直後に人的な「国際貢献」の必要性がさげられ、はげしい議論の末に国連平和維持活動（PKO）協力法が成立し（1992年）、自衛隊の海外派遣がはじめられた。続いて、日米両政府はアメリカ軍の世界的再編にともない安保体制を「日本」の領域から「アジア・太平洋地域」へと拡大する「日米安保の再定義」を宣言し（1996年）、周辺事態法などの諸法律が成立した。2001年の「同時多発テロ事件」以降、日本は自衛隊によるアメリカ軍の後方支援にふみきった。

### 有事法制の整備と第9条の解釈変更

小泉内閣は、2003～04年に武力攻撃事態法など国内における戦時体制（有事法制）を整えた。2014年、安倍内閣は「わが国と密接な関係にある他国」への武力攻撃が日本の存立をおびやかすと明白に判断された場合には「必要最小限度の実力を行使」が憲法上可能であるとして、内閣の決定（閣議決定）により集団的自衛権の行使を限定的に認め、2015年、安全保障関連法を成立させた。しかし、この法律に反対する世論も大きかった。



3 平和祈念公園の「平和の礎」（沖縄県糸満市） 国籍（アメリカ人も含む）や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などでなくなったすべての人びとの氏名がさまざまな形で刻まれている。

1950年（警察予備隊発足） 吉田首相の参議院答弁	警察予備隊の目的はまったく治安維持にある。それが、再軍備の目的であるとはすべてあたらならない。したがってそれは軍隊ではない。
1954年（自衛隊発足） 自衛隊についての政府統一見解（鳩山内閣）	第9条は、独立国としてわが国が自衛権をもつことを認めている。したがって、自衛隊のような自衛のための任務を有し、かつその目的のため必要相当な範囲の実力部隊を設けることは、なら憲法に違反するものではない。
1972年「戦力」に関する政府統一見解（田中内閣）	憲法第9条2項が禁じている戦力とは、自衛のための最小限度をこえる実力組織をいうのであって、それ以下の実力の保持は、同条項によって禁じられてはいない。
1981年 集団的自衛権と憲法に関する政府統一見解（鈴木内閣）	憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、わが国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解釈しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲をこえるものであって、憲法上許されないと考えている。
2014年（集団的自衛権行使を容認する閣議決定） 自衛の措置としての武力の行使の三要件（安倍内閣）	わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立がおびやかされる明白な危険がある場合、他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは憲法上許される。

4 憲法第9条に対する政府の解釈

▶1 参議院選挙の比例代表制では、政党名、個人名での得票数を合算して当選議員数が決まり、その上で候補者名簿のなかで個人名での得票数の多い候補者から当選者となる(非拘束名簿式)。2018年、改正公職選挙法が成立し、一部で拘束名簿式が導入された。

一票の格差

各選挙区における議員一人あたりの有権者数に不均衡が生じ、有権者数の少ない選挙区ほど、相対的に一票の価値が高くなる現象。「法の下での平等」という観点からは正すべきであるが、実際には選挙区の事情や議員の利害得失などがからんで、なかなか正できない。

重複立候補

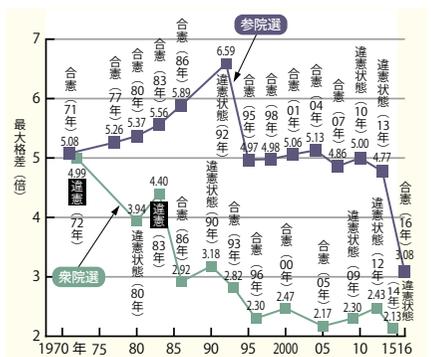
衆議院選挙において、小選挙区と比例代表の双方に立候補すること。選挙区選挙で落選した候補者が、比例区代表で当選者として復活することがある。

▶2 2013年に公職選挙法が改正され、それまで禁止されていたインターネットによる選挙運動ができるようになった。

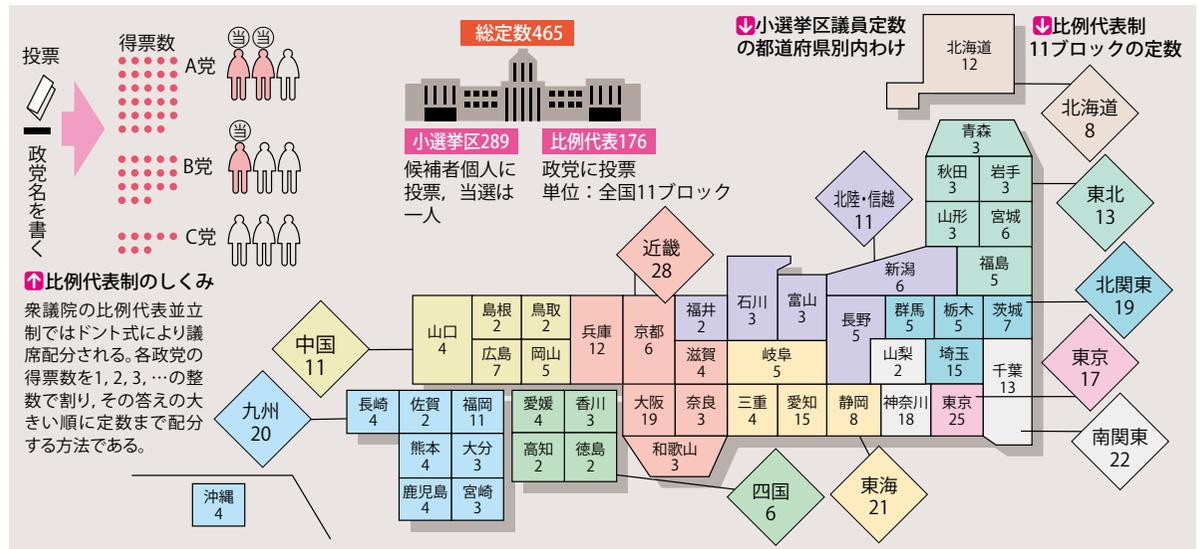
日本の選挙

現在の衆議院議員選挙は、全国の289選挙区でそれぞれ一人の議員を選ぶ小選挙区制と、全国11ブロックで政党名を投票し、得票数に応じて各政党に議員数を割りあてる比例代表制を併用したもので、小選挙区比例代表並立制とよばれる。一方、参議院議員選挙は、都道府県選挙区で2~12名の議員を選ぶ選挙区選挙と、政党名か政党の候補者名簿のなかの個人名を投票し、政党の得票数に応じて当選者を決める非拘束名簿式比例代表制を併用している。

現代の日本の国政選挙では、選挙区によって一票の価値が実質的に不平等な「一票の格差」が大きな問題となっている。また、衆議院議員選挙における重複立候補についても、賛否さまざまな意見がある。そのほかに、戸別訪問の禁止や文書图画配布の制限といった現行の公職選挙法の規制が時代にそぐわないという批判もある。また、2015年には選挙権をあたえる年齢が18歳以上へと引き下げられたが、さらに在日外国人に対して地方参政権をあたえるべきだという意見などについても議論が続いている。



1 一票の格差をめぐる最高裁の判断



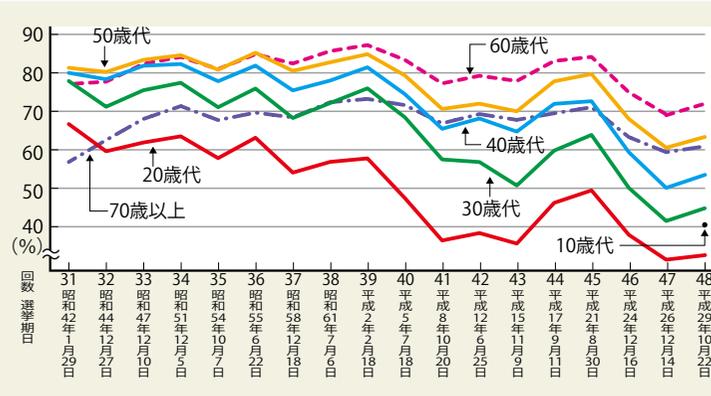
2 小選挙区比例代表並立制のしくみ 衆議院選挙の比例代表制では、政党の得票数にしたがって当選者数が配分され、候補者名簿に記載された上位から順番に当選が決まる(拘束名簿式)。

Close up 3

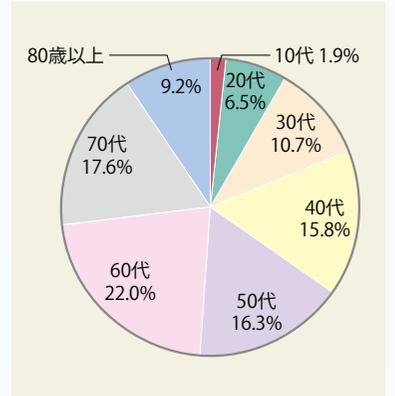
若者と選挙

私たちと選挙

私たちは選挙で代表を選び、議会に送る。選ばれた人たちは、自分を支持してくれた人びとの願いを実現させるために全力をつくす。有権者がさまざまな政策をみきわめて選挙にしっかりとのおもむくことは、民主政治を有効に機能させるためにもっとも大切なことだ。日本の有権者、若者たちは政治や選挙について、どのような意識をもち行動しているのだろうか。図や資料を参考に考えてみよう。



3 衆議院議員選挙における世代別の投票率(明るい選挙推進協会資料)



4 投票者の年代別内訳(2017年、衆議院選挙)

現代社会をみつめる

模擬投票

模擬投票は、選挙権をもたない生徒・子どもが、実際の選挙に即して投票する取り組みである。これまでは「投票する」という行動そのものについて学ぶことが少なかった。そこで、学校のなかで模擬投票を行うことが始まり、近年では民間団体が主催したり知事や市議会がよびかけたりして、広く実施する例もみられるようになった。アメリカでは大統領選挙にあわせて数百万人の子どもたちが模擬投票に参加している。模擬投票の取り組みがはじまった背景には若者の政治的無関心、低投票率がある。政党や立候補者たちの政策を比較して投票するという体験から、生徒・子どもたちは選挙のしくみを知り、実際の政治に関心をもつようになる。こうした経験を通して、社会参加への意欲や主権者としての意識が育まれることが期待されている。

国	非常に興味がある	どちらかといえば興味がある	どちらかといえば興味がない	興味がない	
日本1,175	9.5	40.6	25.6	16.9	7.3
韓国1,026	16.7	44.8	26.1	8.2	4.2
アメリカ1,036	22.0	37.4	20.1	15.7	4.8
イギリス1,078	19.9	36.0	21.9	17.2	5.1
フランス1,006	14.3	37.5	27.5	21.9	2.8

5 政治に対する若者の関心度(我が国と諸外国の若者の意識に関する調査)13~29歳の男女の回答。



6 模擬投票を前にした授業



そうさ 僕らは 世界に一つだけの花 一人一人違う種をもつ  
その花を咲かせることだけに 一生懸命になればいい

「世界に一つだけの花」(作詞, 作曲: 横原敬之) より

**?** 自由とは、自己と社会に対して、責任を果たすことで生かされる。このことについて考えよう。

## 1 個人の尊重と自由, 責任

### 個人の尊重

古代や封建制の社会では、人びとはいくつもの身分・階層に分けられ、異なった権利と義務のもとで生き、それぞれの身分・階層で、分相応に生きることが求められた。しかし、近代社会ではそのような身分制は否定され、一人ひとりの人間が、すべて等しく権利をもった存在であると同時に、それぞれ異なった個性をもった個人として尊重される。それが**個人の尊重**という近代社会のもっとも重要な原理なのである。

### 自由であること

近代社会で人びとが獲得した**自由**とは、一人ひとりが国家や権力者からの**支配**や**干渉**を受けずに生きるという意味で、「～からの自由」というべきものである。これに対して、私たちは、他者の**支配**や**干渉**から免れるだけでなく、自分の考えや意思のままに行動する自由も考えることができる。それは、私自身が主体的に行動する自由であり、自分のしたいことができる、なりたいたいものになれるという意味で、「～への自由」というべきものである。

### 自由と責任

私たち一人ひとは個人として尊重され、自由に生きることができる。しかし、その自由には限界はないのだろうか。これについて、19世紀にイギリスの哲学者

**J.S. ミル**は、他者に危害をおよぼすを防ぐことを目的にする場合にのみ、個人の自由を制限を加えることができるとし、もしも私たちの行動によって他者の利益がそこなわれるのであれば、



2 民衆をひきいる自由の女神 (ドラクロア筆)

▶ イギリスの哲学者**バーリン**(1909～97)は、外からの束縛を受けない「～からの自由」を**消極的自由**とし、自己の主体的行動を保障する「～への自由」を**積極的自由**とした。一方、第一次世界大戦後のワイマール憲法下のドイツにおいて、当時のドイツ人がみずから獲得したはずのみずからの自由を捨て(自由からの逃走)、ナチスが支配する全体主義国家に変質したことを社会心理学的な視点から分析した**フロム**(1900～80)は、一人ひとりが自発的活動を通じて他者と結びあい、「～への自由」を実現することの大切さを説いた。



1 J.S.ミル

イギリスの哲学者。人間の行為の善悪の判断基準を快楽量に求める功利主義の立場に立ったが、その快楽の質的差異を認めることで功利主義の修正をはかった。主著『功利主義』『自由論』。

私たちは**責任**を負わなければならないと指摘している。

私たちは自由に行動することができるが、他者の**権利**を侵害したり、他者に**不利益**をあたえたりすることは許されていない。そして、もし私たちが自分の自由意思で行ったことで、他者の**権利**を侵害し、**危害**や**不利益**をあたえてしまい、「なぜ、あなたはそのようなことをするのか(したのか)」と問いかけられたら、私たちはそれにこたえる責任がある。こたえないことは無責任な態度である。その意味で、自由には責任がともなうのである。

また、20世紀フランスの哲学者**サルトル**は、**実存主義**の立場から、人間は何にでもなりうる自由な存在であるからこそ、自分の**選択**や行動に責任を負わなければならないと主張する。サルトルは、私たちが自分の生き方を自由に選ぶことを通じて、実は全人類のあるべき生き方について**選択**していると指摘し、そのとき責任は全人類に向けられているとして、これを「人間は**自由の刑に処せられている**」と表現した。このことばは、みずからの責任を自覚することを通じて、積極的に自由に生きることをうながすことばでもある。実際、サルトルは、いま私たちを拘束している政治や社会、歴史などの社会全体にかかわる問題に対して、積極的に**関与**すること(アンガージュマン=社会参加)を訴え、みずからそれを**実践**したのである。

### 過去と未来に対する責任

私たちが直接かかわっていない**過去**の**できごと**に対する**責任**を問われることがある。たとえば、過去の戦争や植民地支配などについては、たとえ私たちが**当事者**でなくても、その過去の歴史を引き継ぐものとして、責任を問う声には**応答**しなければならないだろう。

将来において、私たちが責任を問われることもある。たとえば、化石燃料の枯渇や核廃棄物、環境破壊、地球温暖化などの問題は、いずれも将来世代に**負担**を強い、その生存をおびやかす可能性がある問題である。私たちは将来世代の生存可能性についても責任を負っている。これが**世代間倫理**とよばれる問題である。私たちは、将来世代に対して、どのように**配慮**するのかについて、態度を明らかにしなければならない。

### 責任

英語では、日本語の「責任」に対応することばがいくつもある。レスポンスビリティ (responsibility) とは、他者の問いかけに対して、自分の意思や行動でこたえることをいう。アカウントビリティ (説明責任, accountability) とは、いつでも他者に納得してもらえるような説明ができるようにすることをさす。また、ライアビリティ (liability) とは、他者に対する法律上の義務や経済的な債務を弁償、弁済することを意味している。

### 実存主義

サルトルは「**実存は本質に先立つ**」と述べ、人間はみずからのあり方を定義づけるもの(本質)がないまま、現実存在している(実存)として、何ものにもなりうる自由な存在であると主張するものである。



3 サルトル

無神論的実存主義をとらえたフランスの文学者、哲学者。さまざまな政治的、社会的な問題について、つねに積極的に発言し、行動する哲学者として注目を集め続けた。

### 過去のできごとに対する責任

1985年、ドイツ連邦共和国の大統領であった**ヴァイツゼッカー**(1920～2015)は、第二次世界大戦の敗戦40周年の国会演説で、大戦にかかわってドイツが犯した戦争犯罪について「過去に眼を閉ざすものは、現在に対してもやはり眼を開かなくなる」と述べた。そして、ドイツ国民はそれをけっして忘れないと約束することで、過去の責任を問う声にこたえ、和解を求めた。

### 3 法の意義と役割

「？」 私たちが生活をおくる上で守らなければならないルール(規範)の意義について考えてみよう。

#### 社会規範と法

社会生活を営む上で、他者に迷惑をかけるはけいけない。しかし、何が迷惑かはその時代や場所によってちがうことがある。たとえば、電車のなかで携帯電話で話したり、化粧をしたりすることについて、どう考えたらよいであろうか。5  
社会にはそれぞれ、人びとがどのような価値観をもって、どのように行動すべきかについての、共通して受け入れられた決まりや考え方がある。これが社会規範である。そのなかには、法のように国家が責任をもって運用し、明確なルールとして文章化するとともに、違反に対して処罰や制裁を加える強制的なものもある。また、道徳やマナー10のように、周囲の人にきびしい目でみられるだけで、とくに法的な強制力のともなわないものもある。

#### 道徳・宗教と法

道徳も法と同じく、社会の秩序を維持するための社会規範の一つである。しかし道徳は、法のように国家によって強制されるものではない。道徳に反しているとい15うだけの理由で国家に処罰されることはないのである。このように、強制力をもつ点で法のほうがきびしいが、道徳は、外面的にあらわれた行為を問題とするだけではなく、心のなかにまでおよぶ点では法よりもきびしい。

宗教も、社会の秩序を維持する面をもつ。宗教が人びとの生活のす20みずみまで規定し、法と重なりあう国もある。きびしい戒律のもとに生活する人びとは、神の裁きを恐れて身を律する。しかし日本では、憲法でも政教分離が定められ、宗教がそのまま法になることはない。(→p.66)

最近、サッカー、野球、ラグビーなど、審判が肉眼で判断がつかない場合、ビデオ判定を導入する競技も出てきました。ゲームにおける審判・レフェリーの尊厳と勝敗に関する厳格さについてあなたはどのように考えますか。



1 ラグビーのレフリー (東京都)



2 さまざまな道路標識 (東京都)

#### ルールと法

社会規範のなかで、何をしてはいけないのか(禁止)、何をしなければならないのか(命令)が明確に定められているものがある。これをルールとよぶ。野球、サッカー、柔道など、どのようなスポーツにもルールはあるが、これは競5技を成り立たせるために不可欠なものである。同じように、社会生活を成り立たせ、基本的人権や人間の尊厳に対する侵害を防ぐために、法律がつくられ、法的ルールが定められている。

法は、道徳の最低限といわれる。人を殺したり、他人のものをぬすんだり、政治家や役人にわいろを使って自分の利益を得たりすること10は、もともと道徳的にも許されない。そうした道徳ルールに違反する行為のなかで、社会生活の上で放置できないものだけが、法に取りこまれる。たとえば、うそをつくことは道徳的には許されないが、それを法で一律に処罰することはむずかしい。

こうした法の内容は、時代によって変化する。麻薬や覚せい剤のよ15うに人体に害をあたえる薬物は禁じられているが、最近では、たばこを吸える場所を法律で定めて、人びとの健康を守ろうとする動きもある。セクシュアルハラスメント(セクハラ)やパワーハラスメント(パワハラ)、さらには家庭内暴力(DV)など、閉ざされた人間関係のなかでおこる人権侵害にも、法の手が届くようになってきている。

#### 法の支配

法は、国民みんなが納得できる公平なルールとな20っていなければならない。一部の人が、自分たちの利益を得るために法律をつくるのは、重大な権力の濫用である。そうしたことが生じないように、法は必ずだれに対してもあてはまる一般的なルールとなっている。

17~18世紀のヨーロッパの絶対王政のもとでは、支配者である25国王の意思が絶対であり、国王が法にしばられることはなかった。これは人の支配であった。それに対して民主主義の憲法がある現在は、国民すべてに、法が平等に適用される。こうした一般性をもつ法が普遍的にあてはまるしくみを法の支配とよぶ。この法の支配のもとで、国民みんなにとってよい法秩序ができあがるよう、法の内容を不断に30吟味し、あるべき法のあり方を考えることが重要である。

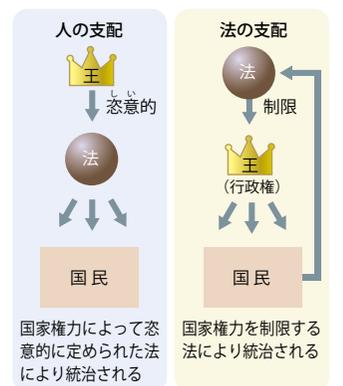


3 セクハラ防止をよびかけるポスター (21世紀職業財団)



4 路上喫煙禁止を知らせる看板 (東京都千代田区)

▶ 2001年にDV防止法が施行された。正式名は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」。



5 法の支配と人の支配

### 3 公正な社会の実現をめざして

**?** 相互の信頼と尊重の精神を大切に、ともに生きることを実現しよう。

▶1 自由と平等は緊張関係にあり、「機会の平等」と「結果の平等」とは、自由との関係で異なる。

#### ロールズ

アメリカの政治哲学者。功利主義（→p.40）の「最大多数の最大幸福」の原理を少数者の切り捨てにならんと批判し、社会契約論の復権をはかった。著者に『政治的リベラリズム』がある。

#### アマルティア = セン

インド出身の厚生経済学者。少年期にベンガルの大飢饉を体験する。1998年、ノーベル経済学賞を受賞。著者に『貧困と飢餓』『不平等の再検討』がある。

#### アフーマティブアクション

差別によって不利益を受けている人びとに対して優遇措置をとり、実質的な平等を保障することをいう。積極的差別是正政策、または**ポジティブアクション**ともいう。

▶2 市民の自主的な、物質的な報酬を要求しない活動を**ボランティア**という。



1 多摩川でゴミ拾いのボランティア活動をする中学・高校生（東京都大田区）

#### 公正な平等

資本主義社会では、私有財産制と自由競争により利潤が追求され、自由な経済活動が保障されることによって、社会は急速に発展した。しかし、一方では貧富の格差や、失業などの社会問題を生んだ。この課題は、国内だけではなく、南北問題や民族間の格差の問題としてもあらわれる。このような富の配分の不平等を、自由な社会のなかで、公正としての正義にもとづいた社会の実現をめざしてどのように解決していくかが問われている。

▶1 アメリカの思想家**ロールズ**は、社会のすべての人にとって、公正であるための原理を三つあげている。第一に、他者の権利を侵害しないならば、個人の自由は最大限に認められるべきもの（**平等な自由の原理**）とした。第二に、不平等が存在したとしても、あくまで社会のすべての構成員に、平等に競争の機会があたえられた上で生じた不平等でなければならない（**機会均等の原理**）とした。さらに、その不平等は、社会のもっとも不遇な人びとにとっても、なんらかの利益がもたらされるものでなければならない（**格差原理**）ことを示した。

インド出身の経済学者**アマルティア = セン**は、幼少のころ貧困を目のあたりにし、飢饉は国レベルの食料供給の不足によっておきたのではなく、公共行動で防げるとした。またセンは、個人の生活を構成している機会や行動選択肢の集合を潜在能力（**ケイパビリティ**）とよび、人間の多様性を視野に入れながら、基本的な潜在能力の平等な実現を主張した。

欧米では、不利な取りあつかいを受けやすい女性や黒人、マイノリティ（少数民族などの社会的弱者）などが優先的に雇用・入学できるように積極的な取り組みを求める制度（**アフーマティブアクション**）がある。このように、平等な社会を実現するためには、すべての人びとに公正に平等が保障されるような社会の実現が必要である。

#### 他者とともに生きる

「共生」という理念は、年齢や性別、民族のちがいや障がいの有無をこえ、相互に尊重しあってともに生きることを意味し、いたるところで求められる。しかし現実の社会では、他者を差別したり排斥したり、うまく利用して搾



生命は自分自身だけでは完結できないようにつくられているらしい花も  
おしべが揃っているだけでは不十分で  
虫や風が訪れて  
めしべとおしべを仲立ちする  
生命は  
その中に欠如を抱き  
それを他者から満たしてもらおうのだ  
世界は多分  
他者の総和  
しかし  
互いに  
欠如を満たすなどとは  
知りもせず  
知られもせず  
ばらまかれて  
無関心でいられる間柄  
とき  
うとましく思うことさえも許されている間柄  
そのように  
世界がゆるやかに構成されているのは  
なぜ？  
花が咲いている  
すぐ近くまで  
虹の姿をした他者が  
光をまといつて飛んできている  
私も あるとき  
誰かのための虹だったろう  
あなたも あるとき  
私のための風だったかもしれない

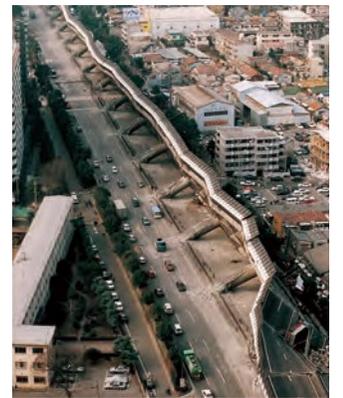
吉野 弘

取することもある。

私たちは、自分のいままでの経験から、自分なりの考え方や価値基準で他者を理解しようとする。その結果、自分と同じ見方や考え方をだけを受容し、異なる立場の人を排除する傾向がある。しかし、相手の立場に身をおき、相手の意見や心情を理解したり共感したり、ときには反発したりすることによって、自分自身の人生観や世界観がゆさぶられ、やがてそれが、より豊かなものになることもあるだろう。ともに生きるとは、他者との安易なかかわりではなく、対立と緊張のなかから豊かな人間関係を育むことなのである。そして、他者との出あいが、新しい何かを生み出すことにもなるのである。

#### 支えあう

高齢社会を迎えた日本では、相互に支えあうことがなおさら重要になっている。高齢者や病者に対しては、介護や看護といったケアが必要である。ケアは、気づかう、配慮する、世話するなどの幅広い意味をもつことばである。私たち一人ひとりが、高齢者や病者を含めた他者を気づかい、配慮し、世話すると同時に、みずからもケアされることで相互に応答し、信頼と尊重が生まれる。それこそまさに、相互依存による「おたがいさま」なのである。このようなうおいのある生活を実現することが、公正な社会を実現していくことだといえよう。



2 阪神・淡路大震災で倒壊した高速道路（兵庫県神戸市）1995年1月17日午前5時46分、兵庫県南部をマグニチュード7.3の都市直下型大地震がおそった。死者・行方不明者あわせて6,436名という大きな犠牲と家屋・施設の倒壊など、大きな犠牲をもたらした。

#### 「1・17宣言」 2000年1月17日

1月17日はわすれられない 震災は 何の前ぶれもなく突然やって来て 家族や友人の命をうばい わたしたちのくらしを破壊した わたしたちは大きな教訓を得た 近代都市のもろさ 人と人とのつながりの大切さ  
あのとき、わたしたちはどれだけ多くの人に助けられたのだろう 家族、友人、地域、ボランティア 一人では自分を見失ってしまうような状態でも 共に支えあうことで きりぬけてきた  
あのときに分けてもらった勇気を糧に 復興の続くこの地に 今、自らの足で立ちあがる  
あの崩壊のなかで学んだことを 人びとの未来に生かそう わたしたちの手で、あのとき感じた苦悩を 人びとの未来からはらいのけるために  
そして、あのとき世界中から分けてもらったちからを 一人でも多くの人へと わたしたち一人一人が 手渡していこう

1.17 人類の安全と共生を考える兵庫会議

# 課題学習

## 第3章 個人の尊重と法の支配

# 病者への差別・排除の超克



1 死の舞踏 (ミヒャエル=ヴォルガムート、1493年)

**課題** 左の絵は、「死の舞踏」という木版画である。1348年にヨーロッパでペスト（黒死病）が大流行し、当時の人びとは死の正体がわからずおびえた。人びとは「メモ・モリ（死を記憶せよ）」ということばを意識するようになった。毒物説があり、異教徒であったユダヤ人が犯人とされ虐殺もあった。なぜこのようなことがおこり、100年あまりを経てこのような絵が残されたのか考えてみよう。

### 病気への差別・排除の歴史

医学の急速な進歩により、不治といわれた多くの病気も治療できるようになった。しかし、いまなお病気に対する過大な恐怖心や偏見から、病者を差別し排除する人権侵害がある。エイズをはじめ、ペスト、コレラ、ハンセン病、精神病などに対する差別や排除がこれにあたる。また、病者だけではなく家族に対しても、ぬぐい去ることのできない社会的烙印（スティグマ）がおされてきた。

### らい予防法とは

ハンセン病は、かつて「らい病」とよばれた。病気が進行すると手足がまひし、顔のかたちがかわることもある。そのため、不治の病として恐れられてきた。1907年に日本では、ハンセン病は隔離が必要であるとする当時の医学者の考えのもとで「らい予防法」が制定された。その内容は、感染症対策として遠隔地や遠島の療養所へ病者を終生隔離するというものであった。家族とも生き別れ、療養所からの外出も許

されず、子どもを産むことも禁じられ、断種や中絶手術の強制などが行われた。しかも、治療も十分に行われず、軽症者が重症者の世話をしなければならなかった。

1943年になり画期的な特效薬がつくられ、1951年以降は国際的にも通院治療が一般的になったが、日本では無視され、1953年の「らい予防法」改正時も、明治以来の強制隔離はあらためられなかった。1996年になって、ようやく「らい予防法」が廃止されたが、それはあまりにもおそすぎた。2001年には、ハンセン病患者に対する隔離政策が人権を著しく侵害し、憲法違反であったという熊本地裁の判決が出た。

しかし、「らい予防法」が廃止されても問題が解決されたわけではない。長期間にわたり遠隔地の療養所で暮らしてきた人びとは、すでに高齢者となり、社会復帰は容易ではない。国のあやまった政策で強制的に隔離され、不当に人権を侵害されてきた人びとに対して、国による十分な補償がなされなければならない。

### らい予防法の廃止に関する付帯決議

衆議院厚生委員会 平成8（1996）年3月25日  
ハンセン病は発病力が弱く、また発病しても、適切な治療により、治療する病気となっているにもかかわらず、「らい予防法」の見直しが遅れ、放置されてきたこと等により、長年にわたりハンセン病患者・家族の方々の尊厳を傷つけ、多くの痛みと苦しみを与えてきたことについて本案の議決に際し、深く遺憾の意を表すところである。



3 国による責任を認め元患者と握手する小泉首相（当時）（2001年）

2003年、熊本県のあるホテルがハンセン病の元患者ら22人の宿泊を拒否し、旅館業法違反の疑いで熊本地方務局と熊本県に告発された。旅館業法は明らかに感染症にかかっているなどのかぎられた場合を除き、宿泊拒否を禁じている。

ホテル側は「宿泊拒否は当然の判断」「事前に元患者だと教えなかった県側の説明不足に責任がある」と主張したが、のちに社長が謝罪し和解した。

しかしその後、元患者らが住む国立療養所に匿名で中傷の電話や手紙などがあつた。その一方で「ハンセン病はうつらない病気。なんでもおとながわかってないのだろう」という内容の小学生からのよせ書きも届いた。

### 病者とともに

ハンセン病だけではなく、エイズや精神病においても、病気に対するあやまった情報や思いこみが人びとの不安を増大させ、病者への差別や排除を生み出し、病者や家族に対し、精神的な苦痛をあたえてきた。恐ろしいのは病気そのものより、むしろ病気への差別や排除などである。このようなあやまちをくり返さないためには、一人ひとりが病者に対する否定的なまなざしを克服し、病者の人権を確立していかなければ

2 神谷美恵子（1914～79）精神科医。津田塾大学教授。岡山県の国立ハンセン病療養所長島愛生園の精神科に勤務したことがある。著書『生きがいについて』など。



### 神谷美恵子とハンセン病

なぜ私たちではなくあなたが？  
あなたは代わって下さったのだ  
代わって人としてあらゆるものを奪われ  
地獄の責め苦を悩みぬいて下さったのだ  
（『人間をみつめて』より）

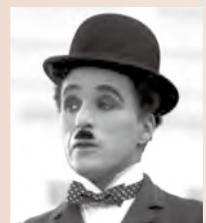
神谷美恵子は東京女子医学専門学校在学中の1943年に瀬戸内海の長島愛生園（岡山県）を見学した。これはそのときに書いた詩である。



4 ハンセン病元患者の宿泊拒否に関する新聞記事

ばならない。  
病気がない、まったく健康な人などいるのだろうか。私たちは、だれもが病気とともに生きていることに気づかなければならない。そして、病者とともに生きているのである。

**課題** このような病気への差別や排除を、私たちはどのように超克するべきか考えてみよう。



人生に必要なのは、勇気と想像力、そしてほんの少しのお金だ。

All it needs is courage, imagination, and a little dough.

チャールズ=チャップリン (1889~1977) 映画『ライムライト』より

私たちの暮らしを成り立たせている経済の基礎的なしくみを学ぼう。

1 経済主体と経済循環

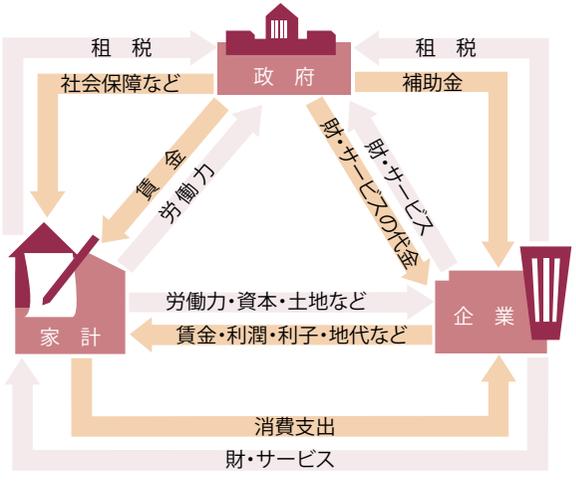
経済のしくみ

たとえば、遊園地に出かけることを考えてみよう。目的地に行くには電車やバスに乗り、駅やターミナルを利用する。途中でお菓子や飲みものを買ったりすることもあるだろう。遊園地についたら入場料を払ったり、おみやげを買ったり、遊園地を満喫するために宿泊したりすることもある。

このように私たちは、日常生活でサービスを受けたい、モノを買いたいといったような多種多様な欲求(ニーズ)を抱く。それらを満たすために、多くの人や企業、お金(貨幣)がかかわり、商品(財やサービス)を生産、流通、消費している。この社会全体のしくみや流れを経済という。

三つの経済主体と経済循環

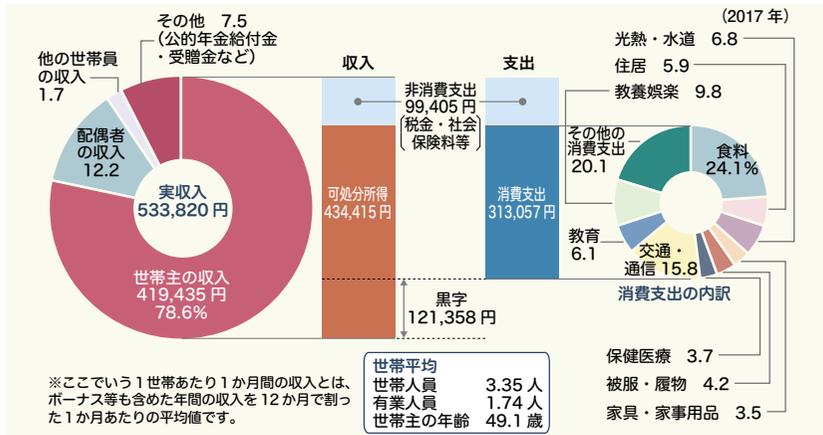
資本主義経済において、経済の活動は、家計・企業・政府の三つの経済主体によって担われている。家計は、企業や政府に労働力や土地、資本などを提供し、賃金、地代、利子などのかたちで所得を得る。そこから租税や社会保



2 三つの経済主体間の財・サービス、労働力の動き 企業は生産、家計は消費と労働力の提供、政府はサービスの生産と財の消費を中心に行う経済主体である。



1 商品と貨幣の流れ コンビニでおにぎりを買うまでの生産、流通の流れと逆の方向に貨幣が流れていく。物々交換でおにぎりを手に入れようとするたいへんだが、貨幣を仲介することで商品の流れがスムーズになる。



3 1か月あたり1世帯の家計の収入と支出 (家計調査年報)

除料を納め、家庭を維持するための消費や将来に向けた貯蓄を行う。

企業は生産要素を用いて、財やサービスを生産し、販売して利潤を得る。利潤のうちの一部は、家計などに配当として支払われるが、残りは内部留保として蓄えられ、設備投資や研究開発などにあてられる。

5 政府は、家計や企業から徴収した租税や、公債などを発行して調達した資金をもとに、公共サービスや公共投資を行うことで、一国の経済活動全体を調整する。安定的な経済成長を実現するには、租税や公共サービスなどが適正配分されなくてはならない。

このように三つの経済主体のなかで、貨幣を媒介して財やサービスが流れていることを経済の循環という。経済循環のなかで消費支出や投資支出が増え、経済の規模が大きくなる場合を拡大再生産、経済が同じ規模の循環をくり返す場合を単純再生産という。

希少性と経済活動

私たち個人は、経済的欲求を満たしたいと考えるが、必ずしもすべて満たされるとは

15 かぎらない。なぜなら、個人の収入にはかぎりがあり、最適な生活をするためには消費の選択をしなければならないからである。また、企業にとっても、かぎられた生産要素(資源)を結びつけて、いかに生産していくかという選択を行っているわけである。このように、経済的欲求にくらべて生産要素の存在量がかぎられていることを希少性という。私たちは経済活動のなかで、かぎられたもののなかから、「何を」「どれだけ」「どのように」最適な配分を行うか、選択をするかの意思決定が必要となる。



4 電子マネーの機能をもつカード 電子マネーとは、現金の価値を電子データにおきかえ、買い物代金の支払いなどを行うサービス。カードなどを端末にかざすだけで決済できることから急速に普及している。

生産要素

生産のために必要な原料や労働、技術、設備などをいう。資本・労働・土地を生産の三要素ともいう。

公共サービス

教育や社会保障、警察、国防など。

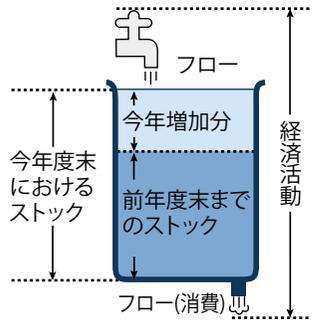
公共投資

道路や港湾の整備など、公共事業を行うための投資。

こんにちでは、国境をこえた経済の結びつきが深まっていて、国民経済のみで経済をとらえることはできなくなっています。

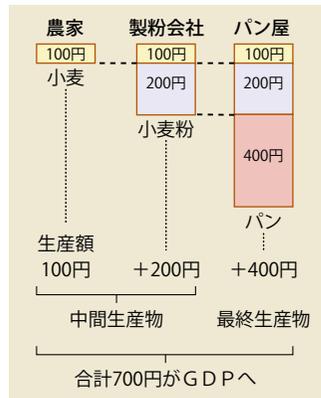


【?】国の経済をはかる「ものさし」について知ろう。



1 フローとストックの関係

▶1 以前は国民総生産（GNP）とよばれていたが、2000年からGNIに名称変更された。GNPとGNIは等価であり、基本的には同じである。



2 GDPの計算 たえば、農家で生産された100円の小麦を製粉会社が300円の小麦粉にし、パン屋が700円のパンを生産したとする。小麦、小麦粉、パンのそれぞれの生産額を総計すると1,100円になる。しかし、製粉会社で加工された小麦粉の価格には小麦が、パンの価格には小麦と小麦粉が、原料費として含まれている。そこで小麦や小麦粉（中間生産物）の価格を二重に計算しないように、新たにつけ加えられた額（付加価値）のみを生産額として計算する。

### 3 経済規模と経済成長

#### 経済規模を示す指標

一国の経済規模を示す指標は、「国民」に基礎をおいた国民総所得（GNI）、国民所得（NI）があり、「国内」に基礎をおいた指標には、国内総生産（GDP）などがある。これらは一定期間（通常は1年）に、一国の国民または国内において新しく生産された付加価値の総計を意味し、生産過程で新たに生み出された財・サービスの価値の総計となる。このように、ある一定期間の経済活動の量をフローという。

一方、道路・公園・住宅・ビル・在庫品など、ある程度長期的に蓄積（ストック）されるものがある。これらの富の合計を国富という。国富には、国民生活を豊かにする文化施設や上下水道などの生活関連社会資本、企業活動に役立つ工業団地や港湾などの生産関連社会資本が含まれている。国富は、国全体の富をはかるものさしといえる。

#### 国内総生産（GDP）と国民総所得（GNI）

GDPは、1年間に国内で生産された商品の生産額をすべて合計した額から、中間生産物の総額を差し引いた額で表示される。この際、同じ商品が重複してカウントされることはない。「国内」を基礎にしており、日本国内の外国企業や外国人の生産を含み、海外に進出した日本企業や海外での日本人の生産は含まない。GNIは、「国民」を基礎にした生産額の合計で、海外の日本企業や日本人が日本に送金した所得を含み、日本にある外国企業が海外に送金した所得などを含まない。

#### 国民所得（NI）とその側面

国民純所得（NNI）は、一国の国民が1年間に生み出した純付加価値の合計である。GNIから固定資本減耗（減価償却費）を引いて求めることで示される。このNNIは市場価格のため、ここから間接税を引き、政府の補助金を加えた額がNIである。その年に純粋に生産された付加価値額を示している。

NIは、生産国民所得（全産業部門で新たに生み出された付加価値と海外からの純所得の合計）、分配国民所得（生産の成果が、雇用者所得、財産所得、企業所得に分配された合計）、支出国民所得（分配された所得がどのように使われたかを示したもの）の三つの異なる側面にとらえられ、その額は等しくなる。これを三面等価の原則という。

#### 経済成長

国の経済規模が拡大することを経済成長といい、どのように成長したかを示す増加率が経済成長率である。これは、GDPの一定期間の増加率で示され、景気の動向を判断する一つの指標になっている。

5 経済成長率を算出するには、ある年のGDPとその前年のGDPを比較して算出するが、名目GDPによる名目経済成長率と、そこから物価変動を除いた実質GDPによる実質経済成長率がある。

#### 豊かさの指標

GDPは市場で取り引きされる財やサービスの価値だけを集計したもので、家事労働やボランティアなどは含まれない。その点では必ずしも国民生活の豊かさを反映しているものとはいえない。そこで、国民純福祉（NNW）という国民の福祉の水準を示す指標がある。NNWはGNP（GNI）に家事労働や余暇増大などのプラス要素と公害などのマイナス要素を加減したもので、国民福祉指標ともよばれる。

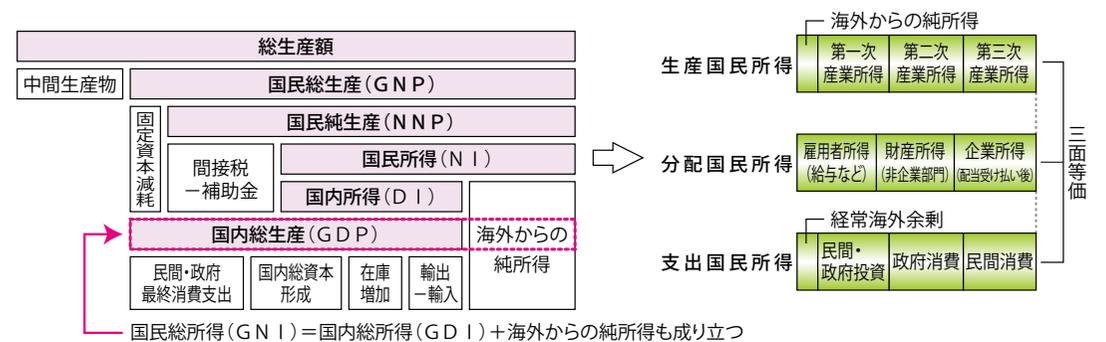
#### 経済成長率

物価の変動という見かけの増減を考慮してから、ある年のGDPとその前年のGDPとの増減の割合を示したものである。GDPが大きくなり、経済成長率が増加しても、それがそのまま豊かさとは直結しないことがある。たとえば、感染症が流行して医薬品が売れると、GDPは増加する。この場合、経済成長率が増加しても、人びとの暮らしが豊かになったとはいえない。したがって、経済成長率は数字だけでなく、背景についても考えることが大切である。



#### やさしくわかる解説

#### 国民所得（NI）の相互関係と計算方法



たとえば以下の数値が示されているとき、

総生産額	1,000兆円
中間生産額	300兆円
海外からの純所得	6兆円
固定資本減耗	90兆円
間接税	48兆円
補助金	8兆円

- GNPは、総生産額から中間生産物を引く（1000-300）ことで700（兆円）と算出される。これはGNIと等しい。
- GDPは、GNPから海外からの純所得を引く（700-6）ことで694（兆円）と算出される。これは国内総所得（GDI）と等しい。
- 国民純生産（NNP）は、GNPから固定資本減耗を引く（700-90）ことで610（兆円）と算出される。これは国民純所得（NNI）と等しい。
- NIは、NNPから間接税を引き、補助金を加える（610-48+8）ことで570（兆円）と算出される。

【?】身のまわりでおこっている環境の変化を知り、私たちにできることは何なのかを考えてみよう。

### 足尾銅山鉱毒事件

1880年代以降、栃木県の足尾銅山から流出する鉱毒が渡良瀬川流域の住民に被害をあたえた事件。田中正造（1841～1913）の天皇への直訴にまでおよんだ事件は日本の公害問題の原点といわれている。

▶1 環境基本法では、公害とは大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の七つが定義されている。

中国の大気汚染が問題になっていますが、最近では飛来してきたPM2.5（微小粒子状物質）が、日本の大気に影響をあたえることもあります。



1 1960年代の四日市市の様子

## 3 環境を守るために

### 公害の発生

公害の歴史をふり返ってみると、古くは明治時代に発生した足尾銅山鉱毒事件がある。そして、1950～60年代の高度経済成長期に公害が深刻化した。この時期、日本のモノをつくる技術は発達し、人びとの生活は豊かになっていった。一方で、利潤追求を優先させた企業が、排気や排水中の有毒物質の除去をおこたったため、多くの公害が引き起こされた。当時は行政も産業保護を優先させたため、被害が拡大し、多数の死者や後遺症に苦しむ患者を出す結果となった。

とくに、四大公害（新潟水俣病・四日市ぜんそく・イタイタイ病・水俣病）は、その代表的な例である。裁判ではいずれも原告（被害者）側が全面勝訴し、判決文では政府と企業の責任が認められた。これにより公害対策は企業の社会的責任という認識が広まった。

### 広がる環境汚染

現代では、身近な環境汚染が問題になっている。その原因の一つが、ダイオキシンなどの内分泌かく乱物質（環境ホルモン）である。オスの生殖器をもつメスの貝が見つかるなど、世界各地で野生生物の異変などが報告されており、原因として人間のつくり出した化学物質の影響が指摘されている。内分泌かく乱作用が疑われている物質は、私たちの身のまわりにある日用品の原料であることが多い。たとえば、ダイオキシンは塩化ビニルを燃やすことで発生する。私たちの捨てるごみや産業廃棄物の焼却場がおもな発生源と考えられ、ダイオキシン類対策特別措置法

	新潟水俣病	四日市ぜんそく	イタイタイ病	水俣病
被害地域	新潟県阿賀野川流域	三重県四日市市	富山県神通川流域	熊本県水俣湾周辺
被告	昭和電工	三菱油化など石油コンビナート6社	三井金属鉱業	チッソ
提訴	1967年6月	1967年9月	1968年3月	1969年6月
訴訟内容	水質汚濁賠償請求	大気汚染6社共同責任	水質汚濁賠償請求	水質汚濁賠償請求
判決	1971年9月 公害病患者らの原告側全面勝訴	1972年7月 公害病患者らの原告側全面勝訴	1972年8月 公害病患者らの原告側全面勝訴	1973年3月 公害病患者らの原告側全面勝訴

2 四大公害訴訟

年	できごと
1967年	公害対策基本法成立（1993年失効）
1968年	大気汚染防止法、騒音規制法成立
1971年	環境庁設置
1991年	リサイクル法成立
1992年	国連環境開発会議（地球サミット）開催
1993年	環境基本法成立
1995年	容器包装リサイクル法成立
1997年	環境アセスメント法成立 地球温暖化防止京都会議開催
1998年	家電リサイクル法成立
1999年	ダイオキシン類対策特別措置法成立
2000年	循環型社会形成推進基本法成立
2001年	環境庁から環境省となる
2005年	「京都議定書」発効
2009年	水俣病救済法成立

### 3 環境に関する法律制定のあゆみ

により、焼却炉対策などが進められた。

### 企業や行政の取り組み

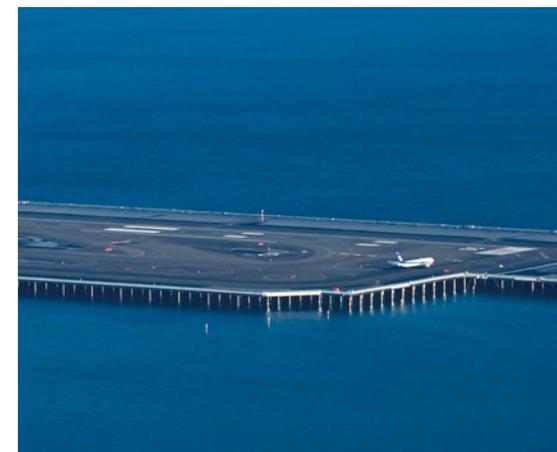
企業の公害防止への取り組みは年々高まりつつある。公害の防止費用や救済費用は公害発生者みずからが負担するものとする汚染者負担の原則（PPP）が確立されたことも大きい。

一方、行政では地球環境を守るために、1993年、環境基本法が制定され、2001年には環境庁が環境省に昇格した。行政は法整備を進め、企業もさまざまな取り組みをはじめている。

開発行為を行う場合、それが自然環境に与える影響を事前に調査・予測・評価する環境アセスメントは、1997年に法制化された。企業倫理を確立することで、公害の発生を未然に防ぐことは重要である。また、政府は2000年に循環型社会形成推進基本法を制定した。省資源のために循環型社会の形成が求められている。

### 現代社会をみつめる 原子力発電所の事故による環境汚染

2011年に発生した東日本大震災にともなう福島第一原子力発電所の事故による環境汚染は深刻である。事故発生後、大量の放射性物質が大気中に放出され、東日本を中心に日本全国におよんだ。現在も被曝線量の高い地域は、立ち入りが禁止されていて、除染作業などが行われている。しかし、除染で取り除く大量の汚染土の最終的な処理をどうするのが大きな問題になっている。さらに、発電所の敷地からは大量の汚染水が海洋や地下水へ流れ出しており、事故の収束の見通しはたっていない。そのため、人びとの健康と生活、農作物や水産物など動植物への長期にわたる影響が心配されている。



4 環境に配慮した羽田空港の新しい滑走路。滑走路となる栈橋が、多摩川の流れをさまたげないよう、水が通る構造を採用している。

▶2 公害対策基本法（1967年制定）と自然環境保全法（1972年制定）にかわり、環境政策全体に関する基本方針を示すために制定された。



5 放射性物質を取りのぞく除染作業（2013年、福島県）事故で拡散した放射性物質が付着した土壌を取り除いたり、建物や道路の表面を洗浄したりする。取り除いた廃棄物をどうするのか、費用はどれくらいかかるのかといった課題も多く残されている。

## カード・ローンの注意点

**かしこく生きる カード時代** あなたの財布のなかにはどのようなカードが入っているだろうか。現代はプリペイドカードやキャッシュカードなど、さまざまなカードがあふれている。ここではクレジットカードのしくみと注意点について学んでいこう。

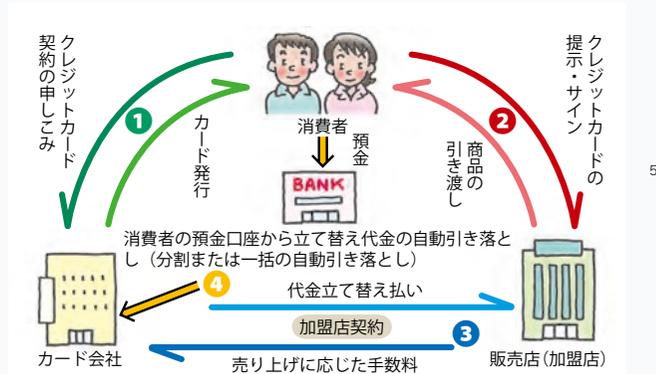
クレジットカードは、カードを提示すれば買いものができる非常に便利なカードだ。現金をもっていなくても、ほしいものをその場で買うことができる。こんにちでは、クレジットカードはカード会社だけでなく、デパートやスーパーなどでも発行されるようになった。発行枚数は全国で約3億2,164万枚(2012年)になり、成人一人あたり約3枚を所持していることになる。

カードを利用することは、無料で買いものすることではない。代金をあと払いにするだけなので、一時的な借金をすることになる。カードをたくさん所持しても、お金もちになったわけではないのである。カードを使用するときには、「借金をして購入した」という感覚をもって、注意しながら利用することが必要になる。

**かしこく生きる ローン時代** 社会人となって、活躍している自分を想像してみよう。家庭をもち、家族で楽しくドライブしたり、マイホームを買って幸せに生活をしているかもしれない。さて、何百万円もする自動車や、何千万円もするマイホームはどのように購入するのだろうか。手もちのお金が足りない場合、全額を現金で用意するには、時間がかかり、購入が先のばしになる。

そこで活用されるのが「ローン」だ。少しずつ返済する約束をして、購入に必要なお金を借りるのである。住宅や自動車のほかに、学校の入学金や授業料に使われる教育ローンなどもある。

ローンを利用する際に注意したいのは、利息を支払わなければならないことだ。利息はお金のレンタル料のようなもので、長期間お金を借りる場合には、思ったより負担になることがある。そのため、ローンを組む際には、事前にしっかりと返済計画を立てる必要がある。



1 クレジットカードを利用した買いもののしくみ (金融広報委員会資料) 三者間クレジットの場合。

## 多重債務と自己破産

クレジットカードを使いすぎてしまうと、借金が雪だるま式に増えてしまう。こうした多額の借金(債務)をかかえ、複数の金融業者から借り入れて返済が困難におちいることを多重債務という。そして、多重債務者の多くは、借金を返済するために新たな借金をくり返してしまう。このような「自転車操業」におちいってしまうと、借金から抜け出せなくなるため、注意が必要だ。

「借りたものは返す」。これはあたり前といえる。しかし、何かの理由でどうしても返済ができなくなってしまった場合は、どうすればよいのだろうか。なかには、借金を苦にして、自殺や夜逃げに追いこまれる人もいる。

クレジットカードやローンが一般化した現代社会では、自己破産などの制度が整えられている。自己破産とは、将来の収入を見こんでも返済計画の見通しが立たないときに、お金を借りている債務者から申し立てる破産のことである。裁判所の判断で返済不能と認められると、生活必需品以外の財産は返済にあてられ、借金の返済が免除される。破産によって生活の立て直しができるようになるため、アメリカでは「リフレッシュスタート」(新たな出発)とよばれている。しかし、クレジットカードやローンの利用ができなくなったり、裁判所の許可がないと引っ越しができなくなったりする。多重債務におちいる前に、ぜいたくをしすぎていないかなど、生活を見直すことが大切である。

任意(私的)整理	裁判所を通さず、弁護士や司法書士に依頼して、利息制限法にもとづいて債務整理を行う。消費者金融業者の多くは、かつて利息制限法の制限金利をこえる金利で貸しつけてきたので、利息制限法にもとづき引き直し計算すると残債務が圧縮でき、過払い金を返還請求ができる場合がある。
特定調停	簡易裁判所に特定調停の申し立てをして、調停委員のあっせんにより利息制限法にもとづいて債務整理を行う。
自己破産	地方裁判所に自己破産申し立てをして裁判所の審理によって破産宣告を受ける。それを受け免責の申し立てをして決定を受ければ、債務を免除される。自己破産すると5~7年間は銀行などからの借金やクレジットカードの発行が受けられない。
個人再生	地方裁判所に個人再生の申し立てをして認可された再生計画案にもとづき、計画案どおり返済すれば元本の一部が免除される。

2 多重債務におちいった場合の解決法

現代は便利な世のなかになった一方、私たちの金銭感覚は麻痺していないでしょうか。また、思わぬトラブルに巻きこまれる心配もあります。契約に関するトラブルは、社会的な大問題になりつつあります。高校生のみなさんも、近い将来社会に羽ばたいていきます。自分で主体的に判断し、適切に行動する社会人になりましょう。



3 自転車操業による借金の増加 (金融広報委員会資料) 100万円または200万円の借金をかかえた人が、毎月年利18%の借金をくり返した場合に借金がふくらんでいく例。

# 就職について考える

みなさんは仕事につくことについて、どう考えているでしょうか。「まだ先のことだからわからない」「どんな仕事につきたいかわからない」「無事に就職できるか不安」など、さまざまな思いや疑問をもつ人も多いでしょう。ここでは具体的に仕事につくことと、それにともなう得られる権利や責任について考えてみましょう。



## 新聞や雑誌を広げてみよう

仕事にはどんなものがあるのだろうか。就職情報誌や新聞などをみると、実に多くの仕事が発見されている。これらの仕事にかかわる情報は建設業や金融業といった「業種」や事務職や販売職といった「職種」などに分類されている。また、身近なところでは、役所や公民館、図書館などの公的施設などで、行政サービスに従事している人たちもいる。

自分だったらどのようなにはたきたいだろうか。いろいろな業種や職種などを調べて、情報を整理してみよう。

- ・就職情報誌から、どんな業種や職種があるか書き出してみよう。
- ・興味のある就職情報をカードにまとめよう。

### 採用情報

東京本社 採用情報

資格

初任給 181,800円 (2011年4月現在)

勤務時間 9時～17時 (12～13時は休憩)

勤務地 東京本社

諸手当 住宅手当・通勤手当 (全額支給)

昇給 年1回 (4月)

休日 完全週休2日制 (土曜・日曜)

休暇 夏期休暇・年末年始休暇・有休

福利厚生 出版健康保険・出版年金基金

### 東京第1部

水産・農林

銘柄	銘柄	銘柄	銘柄	銘柄	銘柄
水産	水産	水産	水産	水産	水産
農林	農林	農林	農林	農林	農林

1 左：公開されている企業の求人情報  
2 右：さまざまな業種がのっている新聞の株価欄

## 企業の求める人材を調べてみる

希望する企業の業種などの情報が整理できたら、採用する企業が求める人材について、調べていく。どのように調べていけばよいだろうか。

私たちの身近な情報源から、求人情報を調べてみたい。企業などの多くはウェブページに採用情報を公開している。また、就職情報誌やハローワークの募集要領なども参考になる。採用についての条件を集めてまとめておけば、いくつかを比較できて便利である。

最近では企業側でも企業の社会的責任 (CSR) の取り組みとして、就職体験や企業見学を受け入れるところが増えている。その目的としては、実際にはたらく姿をみてもらうこと、仕事内容を学んでもらうこと、ともにはたらくことの大切さや意義を感じ取ってもらうこと、職業に対する考えを深めてもらうことなどがある。私たちが仕事の内容やその会社を知るためには、こうした取り組みに興味をもって参加してみるのも大切なことだろう。

### 求人票 (高卒)

求人番号: P D 048

1 会社の情報

2 仕事の情報

3 労働条件等 (つづき)

4 賃金

5 福利厚生

1998年まで、ここには続けて (不問・男子・女子) と記してあり、企業はこの三つのどれかに必ず丸印をつけていた。なぜこの欄が消えたのだろう。

労働組合の項目がある。この企業には労働組合がない。これは憲法のどんな基本的人権とかかわっているのだろう。

「雇用形態」も確認しよう。近年、企業は正規雇用を減らしている。

労働時間は実質何時間だろう。これは労働基準法にもとづく規定だ。

賃金から社会保険料として、こんなに差し引かれている。一体何に使われているのだろう。(福利厚生などをみてみよう)

3 ある高校に届いた求人票 (一部省略)

この企業の賃金はいくら？  
労働組合はあるのかな？  
1日の労働時間は何時間？  
休みは何日あるの？



北海道	835円	長野県	821円
秋田県	762円	愛知県	898円
茨城県	822円	大阪府	936円
東京都	985円	広島県	844円
埼玉県	898円	熊本県	762円
石川県	806円	沖縄県	762円

4 おもな都道府県の最低賃金 (時間額, 2018年度)

## 求人票をみてみよう

就職をめざして活動するとき、もっとも基本となる資料が求人票だ。どんなことが書かれているのか、上の求人票でみてみよう。

- 5 はたらく人びとには、憲法や法律にもとづいて保障されている権利がある。たとえば、生活できないほどの低賃金ではたらかされることはない。これは労働者の生活を安定させるために、最低賃金法で保障されているからである。この
- 10 最低賃金は1年ごとに都道府県単位で見直され、決められている。

はたらく人びとが労働組合をつくることは、憲法でも保障されている。また、労働時間や休日などの労働条件も、労働基準法第1条で「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきもの」と定められ、守られている。

福利厚生は、憲法の生存権と密接にかかわっている。病気やけがをした場合の健康保険、退職後の年金や失業したときの雇用保険、労働災害が発生したときの保障なども各法律にもとづいており、どれも大切なことである。

どのようなかたちにせよ仕事を得ることで、いっそう社会とかかわることになる。責任の一端を引き受けて、社会にはたらかせる立場となれば、それとともに、さまざまな権利も得られることを、きちんと知っておこう。

憲法第27条1項では、「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。」と規定されている。権利と義務の関係について、クラスで話しあってみよう。



世界をかえるのに魔法は必要ありません。私たちはすでに、必要な力を自分のなかにもっているのだから。

We do not need magic to transform our world. We carry all the power we need inside ourselves already.

J.K. ローリング (1965～) イギリスの児童文学作家。『ハリー・ポッター』シリーズの作者。

? 国際社会では、国どうしはどのような関係を結ぶのだろうか。

1 グローバリゼーションと国際社会

国際社会の誕生と主権国家の成立

三十年戦争を終結させたウェストファリア会議は、主権国家を構成単位とする近代国際社会の成立の契機となったとされる。

この三十年戦争を目のあたりにしたグロティウスは、悲惨な戦争をふたたびおこすことのないよう、個人が国内法を守る主体であるように、それぞれの国家が主体として守るべき国際法の考えを提唱した。

また、フランス革命とその後のナポレオンによるヨーロッパ支配を通じて、国民や主権の意識が生まれ、国民国家や主権国家の考えが、ヨーロッパ中に広がり定着していった。

主権国家とは、領域・国民・主権を成立要件とするもので、国民国家とは、それまでの狭い地域を中心とする中世社会や絶対王政の国家とは異なる、国民を中心とする国家である。

世界大戦と国際組織

主権国家間の紛争や戦争の原因には、資源、領土、人民、富などの所属をめぐる対立や政治体制、宗教上の対立などがある。そして、民族や国民、国家の統一や独立をめざす思想や運動（ナショナリズム）によって、これらの対立はさらにはげしさを増す。ナショナリズムは、人びとの感情的な面に訴えかけることが多く、それだけに国際紛争や戦争の解決を困難にしている。

19世紀後半から20世紀にかけて、資本主義体制を進めてきた国々への発展段階のちがいがから、すでに広い植民地をもつ国ともない国との間で、植民地分割・再分割の動きが強まった。これが、20世紀の二度の世界大戦のおもな原因となった。世界大戦の惨禍を経て、戦争をさけるために世界平和を築こうとする試みが実を結んだのが、1920年の国際連盟と1945年の国際連合の設立である。



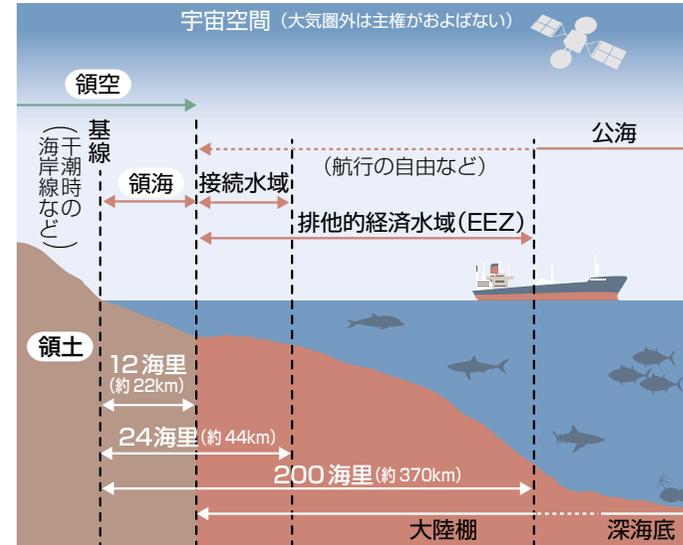
1 グロティウス オランダの法学者。「国際法の父」「自然法の父」とよばれる。

国際法

国家相互の関係を規律し、国際社会の秩序を維持するための法。平時国際法と戦時国際法に分けられる。

主権

ボダン（フランスの法・経済学者、1530～96）が提唱した。こんにちでは、①国家権力そのもの、②国家権力がもつ対内的な最高性と対外的な独立性、③国政についての最終的な意思決定権、と考えられている。



3 ウェストファリア会議 (1648年) ヨーロッパ全土におよぶ国際紛争であった三十年戦争 (1618～48年) を終結させた。

2 国際法という国家の領域 領土・領海・領空からなり、排他的 (国外の勢力を排除する) な管轄権を行使できる。1海里は1,852m。

第一次世界大戦後、アメリカのウィルソン大統領の提唱を発端として国際連盟が設立され、スイスのジュネーヴを本部に42か国の加盟で発足した。しかし、提唱国のアメリカは加盟せず、ドイツとソ連は当初加盟できなかったため、その機能は世界平和のためには弱いものであった。

ドイツや日本など遅れて帝国主義国家になった国々には、世界平和の理念を無視して、軍備増強と植民地再分割を進め、第二次世界大戦を開始した。

第二次世界大戦後、戦勝国のアメリカなどを中心に国際連盟にかわる実権をもつ国際組織として、国際連合が設立された。国際連合は集団安全保障によって世界の平和を維持しようとする組織である。

グローバリゼーション

20世紀後半から、国際社会はヒト、モノ、カネ、サービス、情報などが国境をこえて移動するようになった。国や人びとの相互依存の関係が進み、国家の枠にとらわれず地球 (グローブ) 規模の視点から、政治的・経済的な問題などに対処する必要性が増えてきている。こうした動きをグローバリゼーション (グローバル化) という。グローバル化の進展により、一国のみ、または同盟国のみ利益の保護や維持をめざすのではなく、人口問題、食料問題、環境問題、資源・エネルギー問題などを地球規模の問題としてとらえられるようになった。

ソ連

ソビエト社会主義共和国連邦の略。1917年のロシア革命で成立した世界初の社会主義国で共産党の一角独裁国家。1991年に解体した。

▶1 全会一致制のため、議決が困難であったことや、ドイツや日本の脱退、ソ連の除名などもあり、国際連盟は弱体であった。

帝国主義国家

資本主義が高度に成熟して独占資本主義の段階に達し、国外市場の拡大をめざす国家。

▶2 グローバル化は、強者と弱者の格差を広げ、環境破壊や地域の固有文化を破壊することにつながる。これに反対する考え方を反グローバリズムという。



大震災を経て、市場経済の破たんが世界中でささやかれるいま、命はただたんに経済発展や技術進歩だけで守られないというのが、ささやかな確信である。

中村 哲 (1946～)

医師、ベシヤール会現地代表。日本国内での病院勤務後、パキスタンに赴任。アフガニスタンの難民医療と水源確保事業を続けている。

国際情勢はどのように変化しているのだろうか。戦争は避けられないのだろうか。

## 1 日本の安全保障と平和維持活動

### 冷戦と日米安全保障体制

日本は第二次世界大戦後、戦力と交戦権を否定した憲法第9条をもつ平和国家となった。しかし世界は、アメリカを中心とする資本主義陣営（西側）と、ソ連（当時）を中心とする社会主義陣営（東側）とが並び立ち、東西両陣営の対立（冷戦）に緊張が高まった。

アメリカ政府は、日本を早期に独立させ西側陣営に組みこもうとした。1950年、朝鮮戦争が勃発すると講和の動きが加速され、翌51年、サンフランシスコ平和条約が結ばれ、日本は再独立を果たしたが、沖縄は日本本土から切り離され、アメリカの軍政が続けられた。一方、平和条約締結直後に結ばれた日米安全保障条約によって、米軍の日本駐留が継続し、国内での自由な展開が認められた。

冷戦が続くなか、日米両政府は日本の軍備増強で合意し、1954年に自衛隊が発足した。1960年、日米安保条約の大幅な改定が行われると（新日米安全保障条約）、軍事同盟の性格を強く打ち出すこの新条約に対して、国会の承認（批准）をめぐり、数十万の人びとが国会を取りかこむ安保反対闘争が展開された。

一方、核兵器の開発競争はとまらず、1954年にはアメリカによるビキニ環礁で水爆実験が行われた。このとき日本の第五福竜丸が被災し犠牲者を出した。さらに1965年、アメリカがベトナム戦争に突入すると日本は米軍の出撃基地となっていった。

このようななかで、平和を求める声は高まり、反戦・反核運動は全国に広まった。政府は、ベトナム戦争反対の声を背景に武器輸出三原則を示し、紛争にかかわる国などへの武器輸出を禁止した。さらに1971年には、核兵器を「つくらず、もたず、もちこませず」という非核三原則が衆議院で採択された。



国会議事堂を取りかこむ安保反対のデモ隊と警察隊（1960年、千代田区）

### 日米安全保障の再定義

冷戦終結後の世界は、アメリカ、ヨーロッパ、日本をはじめ、巨大な経済力をもつ国々が、国内外で自由主義経済の拡大と競争を進める時代へと大きく変化した。日本の安全と国際活動についても、日米同盟を背景に重要な変更が次々に行われ、論議をよんでいる。

1991年の湾岸戦争では日本の国際貢献が十分に評価されず、翌年、国連平和維持活動（PKO）協力が成立、自衛隊の海外派遣が正式に認められ、自衛隊は発足以来大きな転機をむかえた。

1996年、日米両政府は、日米安全保障共同宣言を発表して安保体制をアジア・太平洋地域の安全保障の基礎と位置づけ（安保再定義）、日米の協力体制の拡大、緊密化に踏み出した。そして翌97年、「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」が見直され（新ガイドライン）、1999年には周辺事態法などの、いわゆるガイドライン関連法が成立した。これにより日本の領域をこえた日本の「周辺」での武力紛争の場合、自衛隊は米軍の後方支援を行い、自治体や民間にも協力を求めることが可能となった。



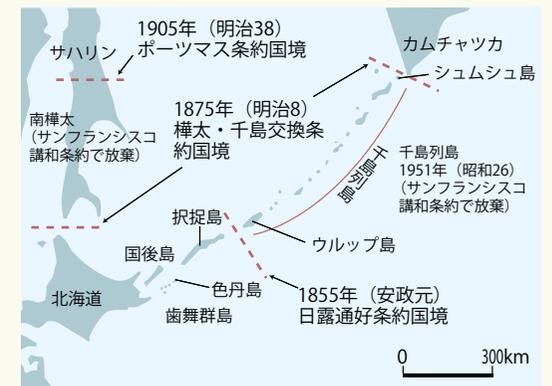
第10回原水爆禁止世界大会東京大会（1964年）

### 現代社会をみつめる 領土をめぐる問題

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島は、第二次世界大戦後、ソ連（現在はロシア）によって占領されている。1956年、日ソ共同宣言で両国は国交を回復し日本の国連加盟が承認された。共同宣言は平和条約（正式な戦争終結）締結後に歯舞群島・色丹島の引き渡しをうたったが、残り2島にはふれなかった。日本政府は4島が固有の領土であるとの理由からすべての返還を強く求めている。ロシア政府も4島の帰属問題を重視するが具体的な交渉にいたらず、現在も正式な平和条約は結ばれていない。

竹島については、日本は1905年に島根県に編入し、1951年のサンフランシスコ講和条約でも領有が確認されたとして、日本固有の領土としている。しかし1952年、韓国は竹島を取りこんだ沿岸水域の主権を主張し、1954年に警備隊を常駐させた。日本は国際法にのっとり、平和的な解決を求めている。

また、沖縄県の尖閣諸島に対しては、1970年代から、中国が領有権を主張するようになったが、日本政府は、尖閣諸島について「領有権問題は存在しない」との立場をとる。2012年、日本政府が個人所有の島を買い取り「国有化」したことを機に、中国公船による領海侵犯が頻発するなど、日中間の対立が表面化している。



3 北方領土

▶1 日本が他国から武力攻撃を受けた有事の際、国民を安全に避難させる自治体の手続きや権限、米軍に物品を提供する措置などを盛りこむ国民保護法、米軍行動円滑化法などがある。



1 イラクへ派遣された自衛隊(2004年) サマワ宿営地近くの用水路の水質を検査する自衛隊員。

### 集団的自衛権

同盟国に対する攻撃を自国に対する攻撃とみなして対処する権利。国連憲章第51条は、安全保障理事会が「必要な措置をとるまでの間」と限定したうえで集団的自衛権の行使を認めている。日本政府は、憲法第9条のもとで集団的自衛権は行使できないと解釈してきた。

### 安全保障関連法

安倍政権が2014年に閣議決定した憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認や他国軍への後方支援拡大など新たな安保政策を反映した法律。これにより自衛隊は、日本に対する「直接侵略および間接侵略」に限らず、日本の「存立危機事態」に際し、「現に戦闘行為がおこなわれている現場」でなければ、米軍など諸外国軍隊に対する軍事的支援、武器の使用などが大幅に認められることとなった。

### 自衛隊の海外派遣と有事法制の整備

2001年、アメリカで発生した同時多発テロ事件を機に、米英軍がアフガニスタンを攻撃した。日本政府もただちにテロ対策特別措置法を成立させて、自衛隊を派遣し、インド洋やアラビア海で戦時における初の後方支援に踏み切った。また、日本国内では戦時体制である有事法制の導入も進められ、2003年、武力攻撃に対する自衛措置を定めた有事関連3法を制定した(翌年にはこれを補完する有事関連7法が成立)。

さらに、この年の米英軍によるイラク戦争開始を受けイラク復興支援特別措置法が制定され、翌2004年、自衛隊はイラクに派遣されて復興支援にあたった。2007年には防衛庁が防衛省に昇格し、自衛隊の本来任務に海外派遣が加えられた。在日米軍と自衛隊の一体化が急速に進められ、政府は離島防衛などに向け、陸海空自衛隊の連携、一体的運用をめざす「統合機動防衛力」の構築を進めている。

### 日米安全保障の課題と日本外交

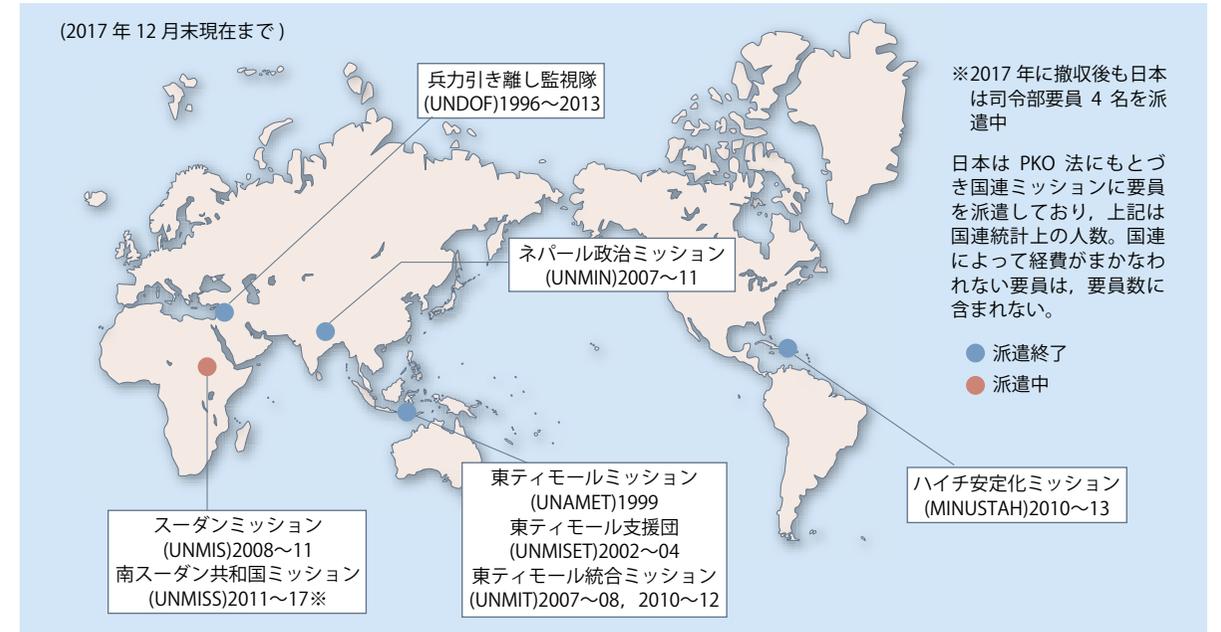
日米安保体制の再編は、欧米諸国や日本が世界的に展開・拡大する経済の自由競争を守る側面をもつ。このため、自衛隊の活動をさらに広げようとする国内世論もある。しかし一方では、自衛隊による米軍などへの後方支援は、憲法が禁止する武力行使や集団的自衛権の行使にあたるという批判も根強い。

こうしたなか、安倍内閣は「積極的平和主義」を掲げ、2014年、これまで武器輸出を原則禁止した武器輸出三原則を、「防衛装備の適切な海外移転」を進める「防衛装備移転三原則」に変更した。さらに内閣の憲法解釈をかえて、集団的自衛権の行使を一部認める閣議決定を行い、翌2015年、安全保障関連法を成立させた。

日本はかつて、みずからの近代化のために朝鮮を植民地とし、中国、東南アジア、太平洋地域を侵略し、敗北した歴史をもつ。日本人はあまりにも大きな犠牲を払い、戦後不戦の国家となった。この歴史と戦争の教訓は忘れてはならないものだ。一方、苦しみを味わったのは日本人ばかりではない。アジア・太平洋地域は、日本人をはるかに上まわる犠牲を強いられた。彼ら多くの人びとにとっても、この歴史に向きあうことなく日本と友好関係を築くことはありえない。

### グローバル化の時代の国際平和

近年、グローバル化の進展が著しく、情報や資本が国境をこえ世界の相互



2 2000年以降の日本の国連PKO派遣状況(外務省資料)

※2017年に撤収後も日本は司令部要員4名を派遣中

日本はPKO法にもとづき国連ミッションに要員を派遣しており、上記は国連統計上の人数。国連によって経費がまかなわれない要員は、要員数に含まれない。

● 派遣終了  
● 派遣中

依存関係がなくなって深まると同時に、安全保障をめぐる各国の利害が一致せず、深刻な対立も多くなった。発展途上国だけでなく先進国のなかからもグローバル化への批判が広がり、西アジアから北アフリカでは政治体制の変革を求める声があがり、武力衝突がくり返されている。そして、私たちが暮らす東アジア、さらに東南アジアなどでも海洋の資源開発や島々の領有をめぐる紛争がおこっている。

しかし、ひとたび武力衝突にいたれば、憎悪と報復の連鎖を引きおこし、どれほどの犠牲を強いるかわからない。私たちは声高に他国を非難したり、排外主義におちいつたりすることなく、主権者として冷静に解決策を模索するべきであろう。



3 アラブの春(2011年) チュニジアの反政府デモ

▶2 シリア内戦では、政府側を支援するロシアと反政府勢力を支援するアメリカの停戦協議がまとまらず、過激組織イスラム国(IS)の勢力も入りこんでいる。はげしい戦闘・爆撃からのがれた人びと(難民)は約400万人ともいわれ、命がけで海をわたりヨーロッパへ向かう人びとも多い。

### 現代社会をみつめる

#### 人間の安全保障とは

冷戦終結以降、国家間でのみ安全保障を考えるばかりでなく、個人の視点で安全保障を考えることがとくに必要となってきた。そもそも、紛争によって難民となった人びとの生存は、国家の手がおよばなくなってしまう。1994年、国連開発計画(UNDP)は、このような状況の解決をめざし、人間の命や人権、人間の尊厳を守ることに目をむけた「人間の安全保障」という考え方を提唱した。国家だけでなく一人ひとりの人間の権利に根ざして平和をつくるという考え方は、現代世界のさまざまな問題解決に不可欠となっているといえよう。

## 沖縄のいま

**冷戦後のアメリカ軍再編成** 東西冷戦期には、米軍は対立の焦点となっていたヨーロッパと、日本や韓国などの東アジアに兵力を集中して配備されていた。しかし、冷戦の終結とともに地域覇権主義が台頭し、民族紛争も激化した。アメリカ政府は、とくにバルカン半島、中東、インド洋、そして朝鮮半島を結ぶ紛争多発地域を「不安定の弧」とよび、大規模な軍事力再編をはかった。この一環として在日米軍も改編され自衛隊との関係が強化されている。

**基地の島、沖縄** 沖縄には第二次世界大戦末期の沖縄戦以来、米軍が駐留し、現在は在日米軍基地の約70%が沖縄に集中している。沖縄は、米軍にとって戦略的に重要な「太平洋の要石」であるが、同時に軍の駐留から生じる重い負担を背負わされ続けている場所でもある。

沖縄に駐留する米軍の中心をしめてきたのは海兵隊である。海兵隊は、戦争が始まると最初に敵地に上陸し、戦闘や治安維持の任務にあたる部隊で、普天間飛行場を使い、沖縄北部の森林地帯でジャングル戦、金武町のキャンプハンセンの施設で市街戦の訓練を行う。兵士はここで徹底的に実戦訓練を受け、戦争の最前線に送りこまれる。かつてはベトナム戦争、湾岸戦争、また、イラク戦争にも沖縄から部隊が投入された。

**普天間飛行場 移設問題** 普天間飛行場、空軍の嘉手納飛行場は市街地に取りこまれている。住民は騒音や米軍機による事故の危険にさらされ、米兵による犯罪もあとを絶たない。その処罰も「日米地位協定」によって米軍の「治外法権」がみとめられ、日本側はまともな裁判ができないのである。1995年に発生した米兵による少女暴行事件も同様で、人びとに衝撃をあたえた。苦汁をなめてきた沖縄の人びとは声を上げ、米軍基地の整理縮小、日米地位協定の見直しを求める運動が高揚した。



1 オスプレイが駐機する普天間飛行場（2013年、宜野湾市） 垂直離着陸が可能な輸送機でオスプレイとよばれている。開発段階から墜落事故があいつぎ、安全性を懸念する声もある。

翌1996年、日米両政府は普天間飛行場の返還と部隊の移設に合意し、1999年には名護市辺野古沖での基地建設が閣議決定された。しかし、基地をなくすという人びとの願いは強く、2004年、普天間基地を飛び立ったヘリコプターが整備不良のため沖縄国際大学に墜落するという事故を機に、基地をめぐる議論が再燃した。

辺野古崎への移転に対しては、騒音や環境破壊の問題も指摘されている。また、沖縄に駐留する海兵隊の固定化につながるという懸念もあり、多くの県民によって県外移設が求められてきた。

2006年、日米両政府は、日米同盟の再編、その一環として海兵隊の司令部機能をグアムに移転し普天間飛行場を辺野古崎に移設することで合意した（ロードマップ）。これに対し、2009年の総選挙で普天間飛行場の県外・海外移設を政策にもりこんだ民主党が政権を獲得した。しかし、移設地の検討が暗礁にのりあげ、移設を断念せざるを得なくなった。県外移設を求めていた沖縄の期待は裏切られ、強い批判の声があがった。

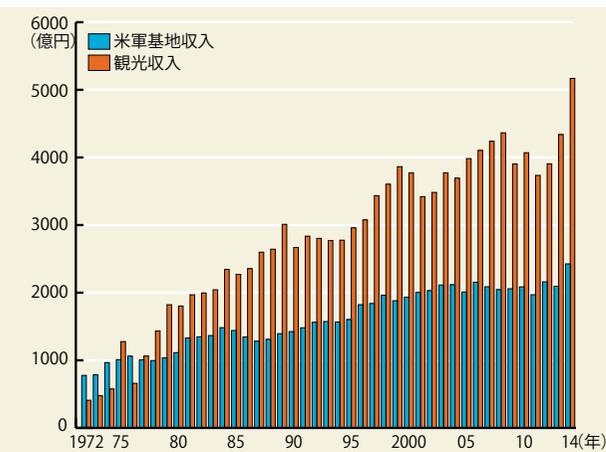
2013年、自民・公明の連立政権は沖縄に対し、2021年まで毎年3000億円規模の沖縄振興予算を確保することなどを提示した。県側はこれを受け入れ、辺野古崎沖の埋め立てを許可した。こうした決定に県民の反発は強く、翌2014年、さらに2018年の県知事選で辺野古崎移設反対を掲げる候補が当選し、沖縄の意思を政府および国民全体に強く示した。



2 沖縄国際大学に墜落した米軍のヘリコプター（2004年）



3 辺野古崎（2014年、名護市）



5 普天間飛行場の県内移設に反対して開かれた沖縄県民大会（2010年、読谷村）

4 沖縄の基地収入と観光収入の推移（沖縄県統計年鑑）

## ランキングで考えてみよう

ランキングは、順位づけをしながら、あるテーマに関するさまざまな考え方を整理しながら学んでいく。ここでは先進国と発展途上国間の課題について、次ページに示されたいくつかの「選択肢カード」を、もっとも重要なもの、次に重要なもの、それほど重要でないものの順番にならべて整理していこう。さまざまな考えや疑問を積極的に発表

しあっていくことが大切である。自分とちがう意見や考え方などを聞きながら、自分なりの意見をまとめてみよう。

進行役はあらかじめ決めておきましょう。立候補を募ってもいいし、学級委員などの生徒の代表や先生がやってもいいでしょう。



5

## ランキングで考えるメリット

- ① 考えを整理したり、深めたりすることができる。
- ② 多くの人と意見を交換したり、比較したりしながら考えることができる。
- ③ まわりの人がどのように判断しているのかがわかる。
- ④ 自分以外の人と考えをまとめることのむずかしさを実感できる。

## ランキングを行うときの注意点

- ① 自由に発言できる雰囲気をつくる。ほかの意見を批判・攻撃したりせず、寛容な態度を心がける。
- ② 意見をまとめるときは、多数決をしない。意見をまとめるむずかしさを学ぶことも大切だと考えよう。
- ③ 正解はないと考えること。さまざまな意見を聞き、自分なりの答えをみつけよう。
- ④ 「選択肢カード」以外の考え方や意見もたくさん出そう。新しい発想で考えを深めていこう。

## ランキングの方法

- ① まず、自分のランキングをつくってみよう。
- ② 次に、となりの人や近くの席の人と二人で一つのランキングをつくってみよう。
- ③ 数人のグループや班で一つのランキングをつくってみよう。
- ④ クラス全体の意見を集約し、クラスのランキングをつくってみよう。
- ⑤ ②～④の過程と、これまでのランキングの結果をふまえて、自分が最初につくったランキングを見直し、この時間で学んだことをまとめていこう。



まず、一人でランキングをつくる。次に席の近い人とペアになり、二人で、その次に複数のペアでグループになり六人程度で意見を出しあう。最後にクラス全体で意見を出しあいつつのランキングをつくる。そのとき、なぜそう考え決めたのかという理由も必ず書いていく。

クラス全体のランキングをつくる時、グループごとに意見を出すだけでなく、参加者全員で自由な意見を出しあってもよい。いろいろな考えを出しあい、全体で共有してクラスのランキングをつくっていくことが大切である。

人数が増えていくほど、意見をまとめて一つのランキングをつくるのがたいへんになる。しかし、無理に意見をまとめようとせず、次ページのランキングで考えるメリットと注意点を頭に入れて、話しあおう。

## 選択肢カード

A

発展途上国の経済成長を最優先に考えるべき

B

いつの時代も貧富の差はあるので、あえて発展途上国を支援する必要はない

C

私たちの税金を増やし、発展途上国の支援を強化するべき

D

私たちの税金負担は、先進国での財政危機対策に使われるべき

E

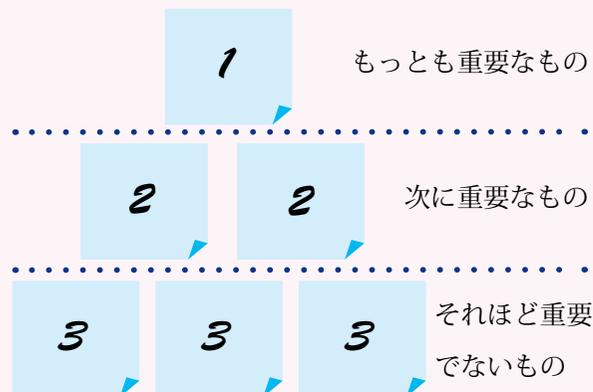
国際協力では人道的な立場から、豊かな国は貧しい国と人びとを支援するべき

F

自国の国際的立場を向上させるために、発展途上国への支援を増やすべき

- このほかにも「発展途上国に対する支援を最大限に行うべき」「発展途上国で困窮している人びとへの直接的な支援をもっと増やすべき」「発展途上国への支援よりも自国の貧しい人びとへの支援を優先すべき」「先進国が中心となって地球環境問題対策を最優先に考えるべき」などの選択肢も考えられる。

## ランキングシート



## 理由を書こう

もっとも重要なものにこれを選んだ理由は…

次に重要なものにこれを選んだ理由は…

それほど重要でないものにこれを選んだ理由は…

## ほかにもランキングで考えてみたい内容例

### ●二酸化炭素の排出量削減についての選択肢

「人間の活動によって排出される二酸化炭素の多くは先進国から排出されているので、先進国が積極的に削減を進めるべき」「発展途上国は今後、人口の増加や工業化の進展などで排出量が増加する可能性があるため、発展途上国も削減に取り組むべき」「温暖化の影響は世界全体におよぶので、世界全体で削減を行うべき」「発展途上国は、まず貧困問題を解決するために産業の発展を優先すべきなので削減は困難だ」「先進国だけが削減し



なければならないとすると、先進国の産業が衰退していく」「二酸化炭素の排出量削減は、化石燃料の消費削減につながり、産油国にとっては死活問題だ」